

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

犬山城は天文6年(1537)、織田信長の叔父である織田信康によって築城されたとされる。その後、目まぐるしく城主が交代するが、元和3年(1617)、尾張徳川家付家老である成瀬正成が城主となって以降は、近世を通して成瀬氏が城主を務め、明治維新を迎えた。このように犬山城は歴史が長く、文化財的価値も高く評価され、文化財として現在「史跡犬山城跡」と「国宝犬山城天守」から構成されている。

犬山城が所在する城山は、昭和6年(1931)に名勝木曾川の一部として指定を受け、保護が図られてきたが、史跡としての観点から犬山城の歴史的価値を立証し、適切な保護を図るため、平成20年度から城郭内の遺構確認のための調査を開始し、『犬山城総合調査報告書』として取りまとめた。その成果を受けて、「戦国期から近世にかけての城郭の変遷、政治・軍事のあり方を知る上で重要である」として平成30年(2018)2月13日に国の史跡に指定された。

天守は明治24年(1891)の濃尾地震で大きな被害を受け、一時は取壊しの可能性もあったが、明治28年に愛知県より、修理を条件に天守を含む全ての城地が旧城主である成瀬正肥に無償で譲渡された。その後、成瀬氏や旧家臣、地域住民の寄付金等により修復された。天守は昭和10年に国宝保存法により国宝に指定され、同27年、法律の改正により文化財保護法に基づく国宝に指定された。また、昭和36年から40年にかけて天守台も含めた解体修理が行われ、濃尾地震の被害で取り払われた部分等の復原が行われたほか、解体に伴う調査によって天守の構築等も建築の観点から解明された。その後約50年を経て、経年劣化が進んだため、平成30年から部分修理と耐震補強工事を実施した。なお、愛知県から譲渡を受けて以降、天守は成瀬家の所有となっていたが、平成16年に財団法人犬山城白帝文庫(現公益財団法人)が設立され、個人所有から財団所有となった。

犬山城は、犬山市のシンボルとして市民の誇りであるとともに、多くの来訪者が歴史や文化に触れあえる場所でもある。犬山城の年間入場登閣者数は、平成15年に過去最低の19万585人にまで落ち込んだが、国宝天守や城下町に残る歴史的建造物等の「本物」を切り口とした観光キャンペーン等が奏効し、平成26年には50万人を超えるまでに回復した。

その後も来訪者は増え続け、平成30年には約62万人を数えるに至ったが、来訪者の増加や社会環境の変化に伴い、犬山城全体の保存・活用にあたっての様々な課題が生じており、こうした課題を解決しながら、保存と活用をバランス良く進めるための方策を検討する必要性が生じている。また、天守は平成30年から令和元年(2019)にかけて部分修理が実施されたが、今後の保存管理をより効率よくかつ円滑に実行するために、防災や活用も含めた包括的な観点から計画を図る必要がある。

このような状況から犬山市では、先人が残してくれた貴重な文化遺産としてより価値を高め、確実に次世代に継承していくため、国宝天守としての建造物と史跡に指定された土地に関する保存活用計画を策定することとした。また、犬山城が史跡と天守から構成される以上、個々の指定文化財について別々で策定するのではなく、双方併せた「犬山城」として、目的とビジョンを共有した計画を策定するのが適切である。そこで、文化庁の助言を受け、史跡と天守の保存活用計画を一体化して策定することになった。平成30年度に天守の保存活用計画検討に着手し、

令和元年度(2019)からは、天守並びに史跡の保存、活用及び整備に関して必要な事項を検討するため、「犬山城保存活用計画策定委員会」を設置し、令和2年度に「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」(以下、「保存活用計画」という。)を策定した。

第2節 計画の目的

史跡の指定を受け、堀や石垣、城道、櫓や門、御殿などの城としての本質的価値である遺構について、これまで以上に適切な保存・顕在化及び活用を図る必要がある。また国宝天守についても、文化財的な特性を損なうことなく、よりよい状態で後世に引き継ぐ必要があるが、それぞれに次のような課題が生じている。

天守は築城以来、維持修理が実施されてきたが、入場管理施設として出入口にテントが設置されるなど、活用面で課題が残る。史跡指定地内の石垣は、構成する石材の劣化が進行し、状態が不安定になっていることが想定される。また、成長した樹木が石垣や地下遺構の保存に悪影響を及ぼすとともに、天守の眺望も遮るようになってきていることに加え、修景の目的で植栽された樹木の高齢化が進行し、樹木の保護と整理も課題となっている。

また、天守内の説明板等や史跡指定地内に設置された管理・便益施設等は、公開・活用を図るうえで不可欠なものであるが、増加する来訪者への対応を踏まえつつ、その内容や配置及び形態や意匠については再考する必要がある。

さらには、史跡指定地外ではあるものの、大手門枳形跡地付近に位置している犬山市福祉会館跡地、大手門まちづくり拠点施設という二つの公共施設用地の今後の取扱いについても、直近の課題となってきた。

これらの諸課題をここにクローズアップして、解決への方針及び方法を明確にし、犬山城の今後の保存管理に万全を期すると共に、中・長期的な観点から、歴史遺産としての保存・活用及び整備を計画的に推進することを目的として、保存活用計画を定めるものである。

第3節 委員会の設置及び策定の経緯

保存活用計画の策定にあたっては、建築史学、遺跡整備、考古学、木質構造学、歴史学の各分野の学識経験者及び天守並びに土地の所有者の代表からなる「犬山城保存活用計画策定委員会」を設置し、計画の内容について指導を受けるとともに、文化庁や愛知県教育委員会(令和2年度より愛知県民文化局文化芸術課文化財室)から助言を受けた。

また、計画案について庁内各課に対して意見照会を行い、それぞれの所管する法令、事業計画との調整を図ったうえで計画を策定した。

1 委員会組織

表1.1 委員会組織

役 職	氏 名	(所属)
委員長	麓 和善	(名古屋工業大学大学院 教授)
学識経験者	安藤 直人	(東京大学 名誉教授)
	白水 正	(公益財団法人犬山城白帝文庫 歴史文化館館長)
	鈴木 正貴	(愛知県埋蔵文化財センター 主任専門員)

学識経験者	千田 嘉博 (奈良大学 教授)
	高瀬 要一 (元奈良文化財研究所 文化遺産部長)
所有者	岡地 喜代春 (宗教法人針綱神社 代表役員)
	成瀬 淳子 (公益財団法人犬山城白帝文庫 理事長)
	成瀬 正浩
	水谷 守 (宗教法人三光稲荷神社 代表役員)
	宮田 昭男 (公益財団法人犬山城白帝文庫 副理事長)
オブザーバー	文化庁 (文化資源活用課、文化財第二課)
	愛知県教育委員会 (生涯学習課文化財保護室) (令和2年度(2020)より愛知県(県民文化局文化部文化芸術課文化財室))
事務局	犬山市教育委員会 教育部 歴史まちづくり課

*敬称略、五十音順

2 委員会開催経過

表1.2 委員会開催経過

開 催 日	議 題
第1回 開催日：令和元年8月23日(金) 場 所：犬山市役所 2階205会議室	・犬山城保存活用計画策定について
第2回 開催日：令和元年11月19日(火) 場 所：犬山市役所 5階501・502会議室	・天守の維持管理目的で行う行為の取扱基準について ・天守の防災計画について ・史跡犬山城跡の本質的価値について ・大綱・基本方針について
第3回 開催日：令和2年2月4日(火) 場 所：犬山市役所 2階205会議室	・天守の防災計画について ・天守の活用整備について ・史跡犬山城跡の本質的価値について ・地区区分及び各地区の現状と課題について ・大綱・基本方針について
第4回 開催日：令和2年8月27日(木) 場 所：犬山市役所 2階201・202会議室	・大綱・基本方針について ・保存管理について ・活用・整備について
第5回 開催日：令和2年11月10日(火) 場 所：犬山市役所 2階201～203会議室	・大綱・基本方針について ・保存管理について ・防災計画について ・活用・整備について ・運営・体制について ・今後の取組みについて
第6回 開催日：令和3年3月2日(火) ※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、 書面開催	・(仮称)国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画策定について

3 パブリックコメントの実施

- (1)実施期間 令和3年(2021)3月5日(金)から3月30日(火)まで(26日間)
- (2)周知方法 市ホームページへの掲載、市役所本庁舎1階市民プラザ、3階歴史まちづくり課、各出張所及び市立図書館での閲覧
- (3)意見聴取方法 持参、郵送、FAX、電子メール
- (4)意見提出者数 1団体(29件)
- (5)意見の内容 表記の統一・整理、部位設定と保護方針、植生管理、公開活用、史資料について ほか
- (6)意見反映件数 13件

第4節 他の計画との関係

保存活用計画の上位計画として「犬山市総合計画」、「犬山市教育大綱」及び「犬山市教育振興基本計画」がある。また、関連する計画として「犬山市都市計画マスタープラン」、「犬山市景観計画」、「犬山市森林整備計画」及び「犬山市歴史的風致維持向上計画」があり、犬山城の保存・活用・整備はこれらの計画との連携、整合を図りながら推進する必要がある。

1 上位計画

(1) 犬山市総合計画

市の最上位計画として、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的にまちづくりを進めるために定めるもの。平成23年(2011)3月に策定された第5次犬山市総合計画では、目指すまちの姿を「人が輝き 地域と活きる “わ”のまち 犬山」と定め、その実現に向けて市民と行政が共に実施していく施策を10のまちづくり宣言として取りまとめている。令和4年度までの12年間を計画期間とし、計画期間の後半となる平成29年度以降は、中間見直しによって「第5次犬山市総合計画 改訂版」となっている。

犬山城については、主に「宣言10 誰もが愛着のもてるまちをつくります！」の「基本施策38 歴史・文化財」に位置付けられ、世界遺産登録に向けた活動や保存活用計画策定に向けた調査研究の推進、犬山城、文化史料館を拠点とした歴史と文化のネットワークの構築などが「目指す姿」として記載されているほか、公益財団法人犬山城白帝文庫との連携が「施策の展開方向」として示されている。また、犬山城城郭遺構調査事業が「重点事業」に位置付けられている。

表1.3 第5次犬山市総合計画改訂版の概略

目指すまちの姿	人が輝き 地域と活きる “わ”のまち 犬山
まちづくり宣言	- 健康市民であふれるまちをつくります！ - 自主財源の確保に向けた行財政運営を進めます！ - 市民と行政が一体となりまちづくりに取り組みます！ - まちににぎわいと活力をもたらす産業を盛り上げます！ - 誰もが安心して暮らせるまちをつくります！ - 災害や犯罪などに対する地域の安全性を高めます！ - 環境と調和したまちをつくります！ - 快適な暮らしを支える都市基盤を整えます！ - 豊かな心と生きる力をはぐくむ教育を実現します！ - 誰もが愛着のもてるまちをつくります！

基本施策	38 歴史・文化財	
	犬山城や城下町をはじめとする歴史や文化財に対する市民の意識を啓発するとともに、計画的な保存や活用、施設を拠点とした歴史と文化のネットワーク化などにより、魅力の向上を図ります。	■個別施策 381 歴史・文化財の理解と意識の高揚 382 歴史・文化財の保存・活用 383 歴史・文化のネットワークづくり 384 城下町地区の整備

(2) 犬山市教育大綱

「犬山市総合計画」に掲げる「人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山」の実現のために、市の教育の根本的な方針として、(1)基本理念(生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かなひとづくり)、(2)教育の担い手(家庭、地域、子ども未来園・学校、市・教育委員会)の役割、(3)取組みの方向性(学ぶ、繋がる、創る)を定めたもの。対象は、学校教育だけでなく、幼児教育、生涯学習、歴史文化など教育に関わるすべての分野にわたり、期間は平成29年度(2017)から令和4年度(2022)までの6年間となっている。

(3) 犬山市教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に基づき地方公共団体が定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、犬山市教育大綱のもと、教育に関する個別の施策と具体的な取組みを定めたもの。計画期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間。

犬山城に関しては、「4. 学びを広げる【歴史まちづくり課】」の目標1「歴史・文化財の保存・活用を図ります。」の中に、「施策1 犬山城城郭保存活用事業」、「施策2 犬山城天守保存修理事業」が位置づけられている。

2 関連計画

(1) 犬山市都市計画マスタープラン

第5次犬山市総合計画や愛知県が定める「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して、目指すべき将来の姿や都市づくり、都市計画の基本的な考え方を示すもの。目指すべき将来像の実現に向け、将来の土地利用など個々の都市計画の大きな方針を明らかにする「全体構想」と、市内を5地域に区分し、各地域の具体的なまちづくり方針を明らかにした「地域別構想」で構成されている。

計画期間は平成23年度から令和4年度で、総合計画の改訂に合わせて平成28年度に見直しがおこなわれた。

「第5次犬山市総合計画」において掲げられた「人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山」を将来都市像とし、将来都市像実現のための4つの都市づくりの目標と目標ごとの都市づくりの方針を定めている。

犬山城が所在する犬山地域については、地域別構想の中で「楽しく歩ける安全・安心なまち」、「地域の歴史・文化や人のつながりが守られみんなが訪れたくなるまち」、「玄関口にふさわしいにぎわいと新たな活力が生まれるまち」の三つのまちづくり目標が定められ、目標実現に向けた

まちづくりの方針の一つとして「犬山城城郭調査」や「犬山城世界遺産登録」の推進、「福祉会館のあり方」の検討などが位置づけられている。

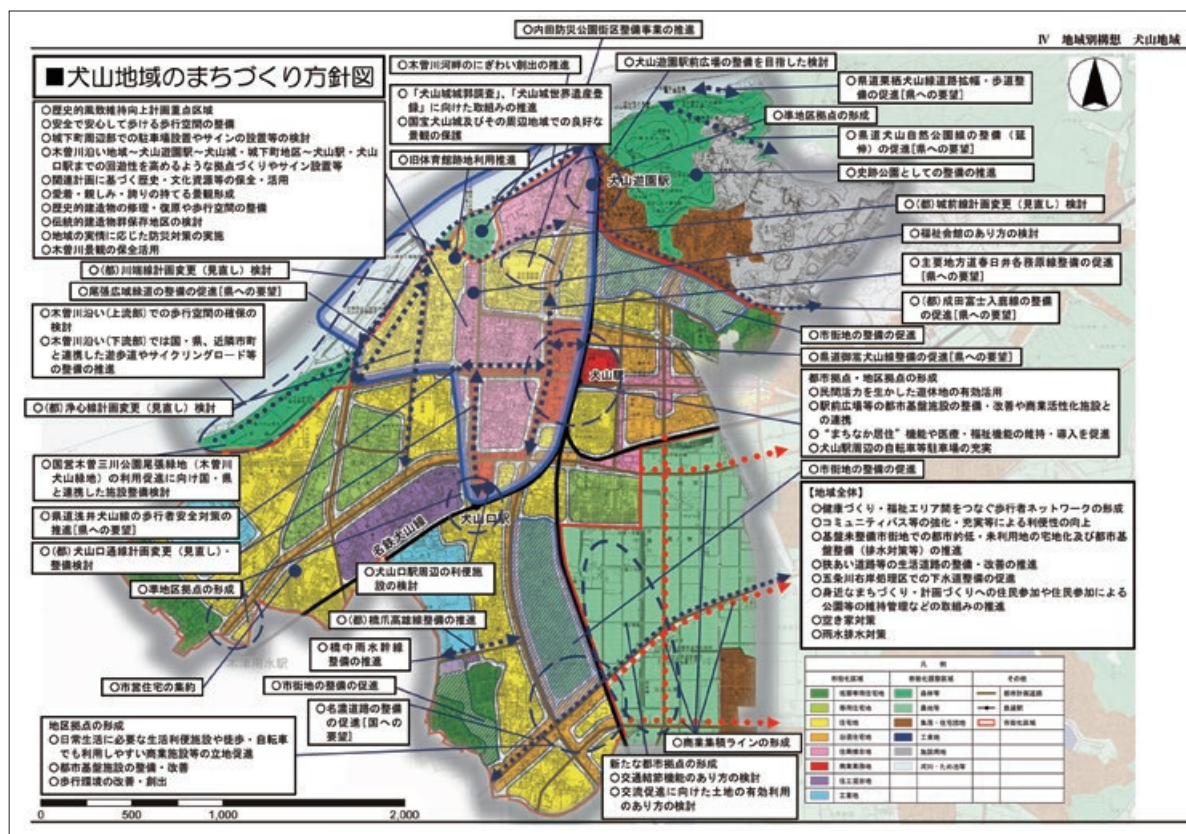


図 1.1 犬山地域のまちづくり方針図(都市計画マスタープラン)

(2) 犬山市景観計画

市全域をとらえた美しい景観づくりのための方針を取りまとめ、市民や事業者が主役となって行政と協働しながら、犬山らしい魅力ある景観づくりに取り組んでいくための「羅針盤」とするため、景観法に基づき定められたもの。市全域を「景観計画区域」とし、景観計画区域を3つの地域(①犬山城周辺地域、②市街地地域、③東部丘陵・里山地域)に大別し、それらをさらに詳細な8つの範囲(ゾーン)に分け、それぞれについて、良好な景観形成に関する方針と建築物の形態・意匠に対するルールを設定している。

国宝犬山城天守は、「景観の核(拠点)をつくる」構成要素の一つに位置付けられているが、史跡指定地の一部(城山エリア)は、「景観計画区域外」になっている。また史跡指定地の南西側及び犬山市福祉会館跡地、大手門まちづくり拠点施設は、「犬山城周辺地域(城下町ゾーン)」に含まれており、歴史的な趣が感じられる建造物等をできるだけ原形の状態と保存し、必要に応じて修理するとともに、新たに建てられる建築物に対しては周囲との調和に配慮しながら景観形成を進め、地区全体が城下町としての調和のとれたまちとなるよう取り組むという方針が定められている。

景観計画区域では「美しい景観づくりのためのルール」が適用され、建築等の行為に制限がかけられている。

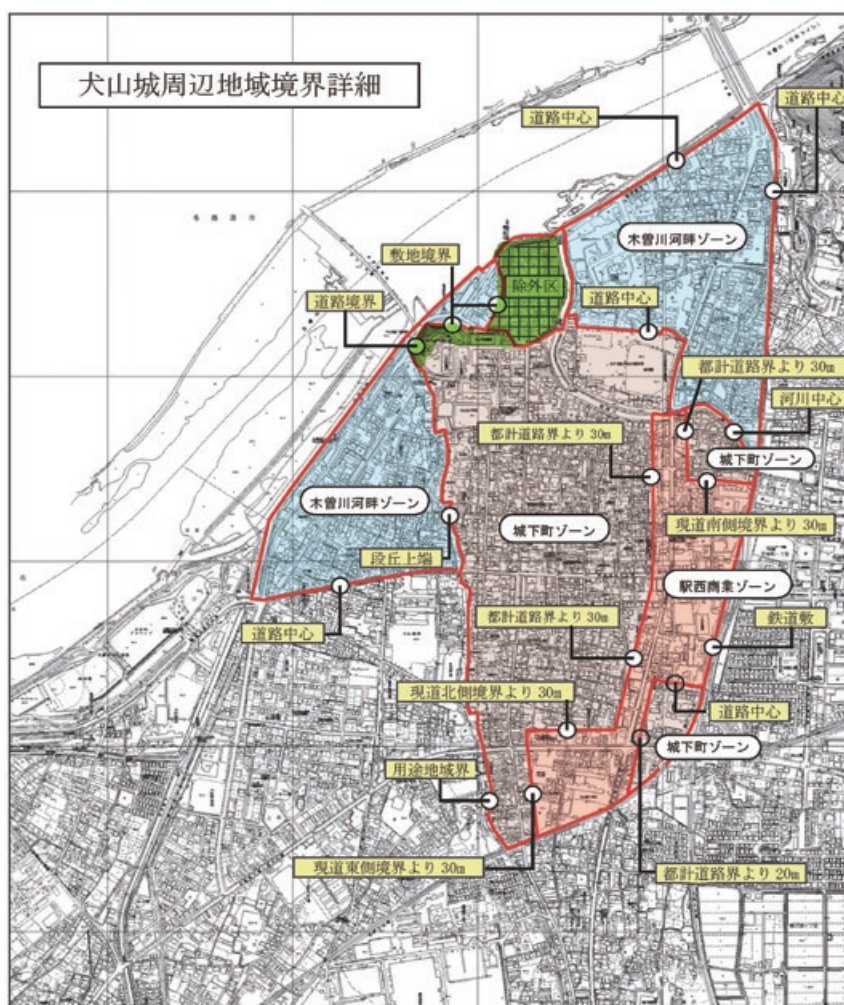


図1.2 史跡指定地周辺の犬山市景観計画区域区分図
(平成20年度犬山市景観計画内図版より抜粋、一部加工)
(地図内緑の網掛け部分は史跡指定地)

(3) 犬山市森林整備計画

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や地域の実情に即した森林施策に関する指針などを定めるもので、適切な森林整備を推進することを目的とするものである。市町村森林整備計画に従った森林の施策及び保護を確保していくために、(1)伐採および伐採後の造林の届出制度、(2)森林の土地所有者の届出制度、(3)施策の勧告(要間伐森林制度)、(4)森林経営計画制度等の措置が森林法によって講じられている。令和2年度(2020)に計画の見直しを行い、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間となった。

史跡指定地には、「地域森林計画」の対象となる民有林(地域森林計画対象民有林)も含まれている。

「地域森林計画対象民有林」は、都道府県知事が策定する「地域森林計画」を指針として策定、「森林整備計画」(市町村策定)に沿って維持ならびに整備が行われるため、開発行為を行おうとする場合は、愛知県知事の許可を必要とする。国または地方公共団体による行為は適用除外となるが、林地開発に対する規制を遵守する必要がある。



図1.3 犬山市森林整備計画の対象となっている民有林の範囲

(4) 犬山市歴史的風致維持向上計画

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」に基づき、文化財などを歴史的な資産として位置付け、それらを核にした歴史まちづくりの基本的な方針を示し、犬山固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的として策定するもの。平成31年(2019)3月に国の認定を受けた第2期計画は、計画期間を令和元年度(2019)から10年度までの10年間としている。

犬山市における維持向上すべき歴史的風致として「犬山祭にみる歴史的風致」、「犬山城と町衆文化にみる歴史的風致」、「木曾川周辺に見る歴史的風致」、「古代『瀬波』地域の古墳群とその周辺にみる歴史的風致」、「石上祭にみる歴史的風致」、「地域の祭礼にみる歴史的風致」の6つを位置付け、歴史的風致の維持及び向上に関する方針、文化財の保存及び活用に関する事項等について定めている。

犬山城周辺は、歴史的風致の維持向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域である「重点区域」に位置し、「犬山城城郭調査事業」、「犬山城天守修理事業」、「福祉会館解体事業」は、歴史的風致維持向上に資する事業とされている。



図1.4 犬山市歴史的風致維持向上計画の概要(第2期)
(犬山市歴史的風致維持向上計画(概要版)より抜粋)



図1.5 犬山市の重点区域における施策・事業概要(第2期)
(犬山市歴史的風致維持向上計画(概要版)より抜粋)

第5節 計画の実施

1 計画期間・計画の見直し

保存活用計画の実施にあたり、犬山市は関係者、関係機関、関係部署等への周知に努めるものとする。計画期間は令和3年(2021)4月1日から令和13年3月31日までとし、今後の学術調査・研究の進展、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを図るものとする。その際には所有者並びに関係者等と協議を図り、お互いの合意に基づいて進めることとする。

また、計画の内容を変更する際には、文化庁及び愛知県の指導・助言を仰ぎながら、合意を形成したうえで行う。

2 作成者

犬山市

3 計画対象範囲

史跡犬山城跡は、現存国宝天守を有し、また、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史資料とあいまって、戦国期から近世にかけての城郭の変遷を知る上で重要な城跡であり、平成30年(2018)2月13日に国の史跡に指定された。

さらに、現在、犬山市福社会館跡地や大手門まちづくり拠点施設が位置する場所は、絵図、古写真等の史料調査及び過去の発掘調査により大手門枳形跡にあたるとされている。犬山市福社会館跡地については今後、発掘調査を実施して遺構の残存状況を確認したうえで、史跡の追加指定を検討している。大手門まちづくり拠点施設についても、建築物を除却する場合には、同様の措置を執る方針である。

以上のことから、この保存活用計画では、国宝天守を含む史跡指定地と追加指定候補地である犬山市福社会館跡地及び大手門まちづくり拠点施設の敷地を計画対象範囲とする。計画対象範囲については図1.6に示す。



図 1.6 計画対象範囲

第2章 文化財の概要

第1節 文化財の基本情報

1 史跡指定の概要

犬山城跡は平成30年(2018)2月13日、史跡に指定された(文部科学省告示第23号)。

(1) 史跡指定

ア 官報告示

官報告示(文部科学省告示第23号)官報号外第29号 平成30年2月13日 火曜日

○文部科学省告示第二十三号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣 林 芳正

名 称	所 在 地	地 域
犬山城跡	愛知県犬山市大字犬山字北古券	一二番三、一二番一〇、一二番一三、一二番一四、一二番一五、一二番一八、一四番、一五番一、一五番四、一五番五、一五番八、一五番九、一五番一〇、一五番一一、三八番二、三九番一、四〇番一、四〇番二、四一番一、四一番二、四一番一二、四一番一三、四一番一四、四一番一五、四一番一八、四一番一九、四一番二〇、四一番二八、六五番一、六五番二、六五番三、六五番四、六五番五、六五番九、六五番一〇、六五番一一、六五番一二、六五番一三、六五番一五、六五番一六、六五番一七、六五番一八、六五番一九、六五番二〇、六五番二一、六五番二二、六五番二三、六五番二四、六五番二五、六五番二六、六五番二九 右の地域に介在する道路敷を含む。

イ 指定説明

指定基準：史跡の部 二(城跡)

「犬山城跡は木曾川沿いの標高約八五メートルの独立丘陵(通称「城山」)を中心に築かれた中近世の城跡である。天文六年(一五三七)の築城と伝えられ、築城以前には、式内社である針綱神社が鎮座していたとされるが、築城時期を示す確実な史料は存在しない。永禄八年(一五六五)、小牧を拠点とする織田信長が犬山に進攻するが、その際、「犬山落城」との記事がみえる(「快川紹喜書状写」)。さらに、天正十二年(一五八四)に起こった小牧長久手の戦いでは主戦場の一つとなり、天正十八年(一五九〇)以降、秀吉の甥である豊臣秀次の父三好吉房、さらに吉房二男の豊臣秀勝の支配下に入った。その後、木曾代官の石川光吉が兼務する時期

を経て、関ヶ原の戦い以後は小笠原吉次、次いで平岩親吉が城主となり、元和三年(一六一七)、尾張藩付家老として成瀬正成が、二代將軍秀忠より犬山城を拝領し、以後、成瀬家が江戸時代を通じて犬山城主を務めた。

正成が天守を改築したとの伝えがあり、二代正虎は天守裏の木曾川沿いの尾根に千貫櫓を建てた(『尾濃葉栗見聞集』)。正保の城絵図の控えである「犬山城絵図」(正保四年<一六四七>、徳川林政史研究所所蔵)をみると、松の丸に石垣はなく、三代正親によって整備がなされたものと考えられる。天保十三年(一八四二)には、火災により桐の丸、松の丸、樅の丸の櫓や御殿などが焼失し、八代正住によって復興がなされている。

慶応四年(一八六八)一月に太政官から藩屏に列せられるとの申し渡しがあり、尾張藩から独立して犬山藩が誕生し、九代成瀬正肥は版籍奉還により犬山藩知事となった。明治八年(一八七五)、愛知県が管理する稲置公園が設置され、城郭内の建物の払い下げが行われ、同十五年(一八八二)、針綱神社が公園内に遷座した。犬山城は明治二十四年(一八九一)の濃尾地震により大きな被害を受け、地域住民を中心に修理の機運が高まり、愛知県は修理を条件に城地を無償で旧藩主である成瀬正肥に払い下げることにした。昭和六年に名勝木曾川の一部として犬山城の土地が指定を受け、同十年には天守が国宝の指定(文化財保護法により、昭和二十七年に国宝に指定)を受けた。平成十六年に、財団法人犬山城白帝文庫(現公益財団法人)が設立され、個人所有から財団所有となって今日に至っている。

犬山市教育委員会は、平成二十年度の地形詳細測量調査を嚆矢に、翌年度より三か年、城跡の範囲と遺構の遺存状況の把握を目的に発掘調査を実施し、切岸や箱堀、大手門跡の堀や土塁の痕跡を明らかとした。犬山城跡は天守のある本丸を最高所とし、その南側の大手道を挟んで東側に杉の丸、桐の丸、松の丸、西側に樅の丸が配されている。桐の丸には現在針綱神社本殿が、松の丸には同参集殿と三光稲荷神社が存在する。三光稲荷神社は城郭中心部の南西に位置する、現在犬山丸の内緑地となっている丘陵(三光寺山)に所在していたもので、戦後現在地に移転したものである。三光寺山は三の丸を画する堀の内側に位置し、城郭の一部をなしていた。出土遺物には天正後半から慶長期にさかのぼる瓦類や文禄から慶長期の桐文の棟込瓦があり、城山の南側平坦地では戦国期にさかのぼる灰釉小皿などの遺物がある。また、それらと平行して歴史学、建築学、考古学、歴史地理学などからなる総合的調査が実施された。天守は、石垣上の外観は三重、内部は石垣上が四階、穴蔵が二階で、南面東端及び西面北端に附櫓が付く。前期望楼型天守の特徴を備えているが、昭和の解体修理の結果、創建当初は二重二階で、のちに三重目(三・四階)が増築されたことなどが明らかとされている。今回の調査においては、一・二階部分の柱に古拙な加工痕が存在すること、大手道に複数の外枅形が連続する構造は織豊系の縄張りの特徴であることが指摘された。また、公益財団法人犬山城白帝文庫所蔵の史資料などから城下町の形成過程についても解明が進められている。石垣は近代以降改変された箇所も少なくないが、本丸や樅の丸などに良好に遺存している。寛永七年(一六三〇)から慶応元年(一八六五)までの石垣修復許可の老中奉書が三一通確認されており(同文庫所蔵)、絵図と合わせて比較検討することも可能である。

このように犬山城跡は、現存国宝天守の一つを有し、また、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史資料群とあいまって、戦国期から近世にかけての城郭の変遷を知る上で重要であり、また我が国近世の政治・軍事の在り方を知る上で重要な城跡である。よって史跡に指定し、保護を図るものである。」(月刊文化財 平成30年2月号より抜粋)

(2) 管理団体指定

史跡犬山城跡の管理をする地方公共団体として、平成30年(2018)7月30日、犬山市(住所：犬山市大字犬山字東畑36番地)が指定された(文化庁告示第68号)。

ア 官報告示

官報告示(文化庁告示第68号)官報第7315号 平成30年7月30日 月曜日

○文化庁告示第六十八号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年七月三十日

文化庁長官 宮田 亮平

名 称	指 定 告 示	地方公共団体名
犬山城跡	平成三十年文部科学省告示第二十三号	犬山市(愛知県)

(3) 土地所有・土地利用状況

史跡指定地はその大半が民有地であり、主な地目は、宅地、保安林、境内地である。

公有地として犬山市が所有する土地の多くは公園で、その他は保安林、山林、原野、公衆用道路、宅地である。

なお、史跡犬山城跡における土地所有の詳細については、史跡指定地の変遷とともに、その土地所有の変遷についても「第2章 第2節 現在に至る経緯」にて記載する。

表2.1 史跡犬山城跡の土地所有状況及び指定面積一覧 (単位：平方メートル)

	公有地	民有地	合計
合 計	15,204.41	30,701.22	45,905.63

※それぞれの土地面積は登記簿の調査を基にしている。



図2.1 史跡犬山城跡指定範囲・土地所有区分図

2 天守国宝指定の概要

犬山城天守は昭和10年(1935)5月13日国宝に(文部省告示第194号)、戦後の昭和27年3月29日国宝に再指定された(文化財保護委員会告示第21号)。

(1) 国宝指定

ア 名称及び員数

犬山城天守 1棟

イ 指定年月日

昭和10年5月13日国宝保存法に基づき国宝に指定される。

官報告示(文部省告示第194号)

○文部省告示第百九十四號

国寶保存法第一條ニ依リ左記ノ建造物ヲ国寶ニ指定ス

昭和十年五月十三日

文部大臣 松田 源治

名称	構造形式	所有者	所在地
犬山城 天守	三層天守、内部四重地階二重、 屋根本瓦葺	東京府東京市澁谷区 幡ヶ谷笹塚町 子爵 成瀬 正雄	同丹羽郡犬山町大字犬山字 北古券六十五番地ノ二

国宝指定解説^(注)：

天文四年、(一説六年)織田信康、木ノ下城ヲ移シテ今ノ山上ニ改築シタ事ガ本城ノ創始デアル、其後幾多ノ変遷ヲ経テ、文禄四年石川光吉城守トナリ、慶長四年東濃金山城(其天守ハ一説天文六年斎藤正義ノ創築ト称スレドモ疑ハシ)ヲ毀チテ此處ニ移シ、翌年天守ヲ造ッタガ、関ヶ原ノ戦ニ西軍ニ属セシヲ以テ没落シタ、慶長六年尾州太守松平忠吉ノ家老小笠原吉次城主トナリ、未成ノ築城ヲ完ウシタ、元和三年成瀬正成入城、爾後子孫相繼ギテ之ヲ領シ、明治維新ニ至ッタ、天守ハ三層ニシテ内部四重、地階二重ヨリ成リ、大ナル第二層ノ屋上ニ、小ナル第三層ヲ造リ、華頭窓ヲ開キ、周囲ニ高欄ヲ繞ラセルハ、桃山時代ノ古制ヲ示セルモノデアル

昭和27年3月29日文化財保護法に基づき国宝に指定される。

官報告示(文化財保護委員会告示第21号 国宝指定)

○文化財保護委員会告示第二十一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七條第二項の規定により、昭和二十七年三月二十九日付をもつて、第一号表上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定し、及び第二号表上欄に掲げる重要文化財の一部を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定した。

昭和二十七年十月十六日

文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

名称	指定告示	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
犬山城 天守	昭和十年文 部省告示第 百九十四号	一棟	三重四階 地下二階附、 本瓦葺	成瀬 正勝	東京都渋谷区 幡ヶ谷笹塚町 一〇六八番地	愛知県丹羽郡 犬山町大字犬山

国宝指定説明^(注)：

犬山城が現在の位置に築城されたのは、天文年間織田信康の頃とされるが、現存天守の築造されたのはその後石川備前守光吉の時代である。即ち徳川家康が慶長四年美濃金山城主森右近大夫忠政を信州川中島に所替し、その城を毀して光吉に与えたため、光吉はその材料を木曽川を下して現地に運び築いたのである。ところが金山城にあった天守は、天文六年斎藤大納言正義の築造したもので、室町末期のものに属するが、犬山移築に際し上層の望楼が改造され、その際多くの補強材が加えられた。その後成瀬氏が入封して明治維新まで在城したが、その間正徳四年、延享四年等に修理を加え、文化十年には天守に落雷、修理を加える等、屢々小修理が行われたが、明治廿四年濃尾大震災に大破し、修理に際して東南附櫓及び西北突出部を取毀して現在に至っているが、なお初期天守の面影を多分に残している。

注：昭和の解体修理で移築の痕跡がないことが判明したため、天守の築城について見直された。（「第2章 第3節 3 天守関係の既往調査・研究」を参照）

ウ 所有者等の氏名及び住所

所 有 者 名：公益財団法人犬山城白帝文庫 理事長 成瀬淳子

所 有 者 住 所：愛知県犬山市大字犬山字北古券65番地5

管 理 団 体 名：犬山市(昭和40年7月1日 文化財保護委員会告示第48号)

管理団体住所：犬山市大字犬山字東畑36番地

エ 所在地

愛知県犬山市大字犬山字北古券65番地2

オ 構造及び形式等

三重四階、地下二階附、本瓦葺、南面及び西面附櫓、各一重、本瓦葺

カ 文化財の構成

文化財を構成する物件：国宝犬山城天守 1棟

一体となって価値を形成するもの：史跡犬山城跡 面積 45,905.63㎡

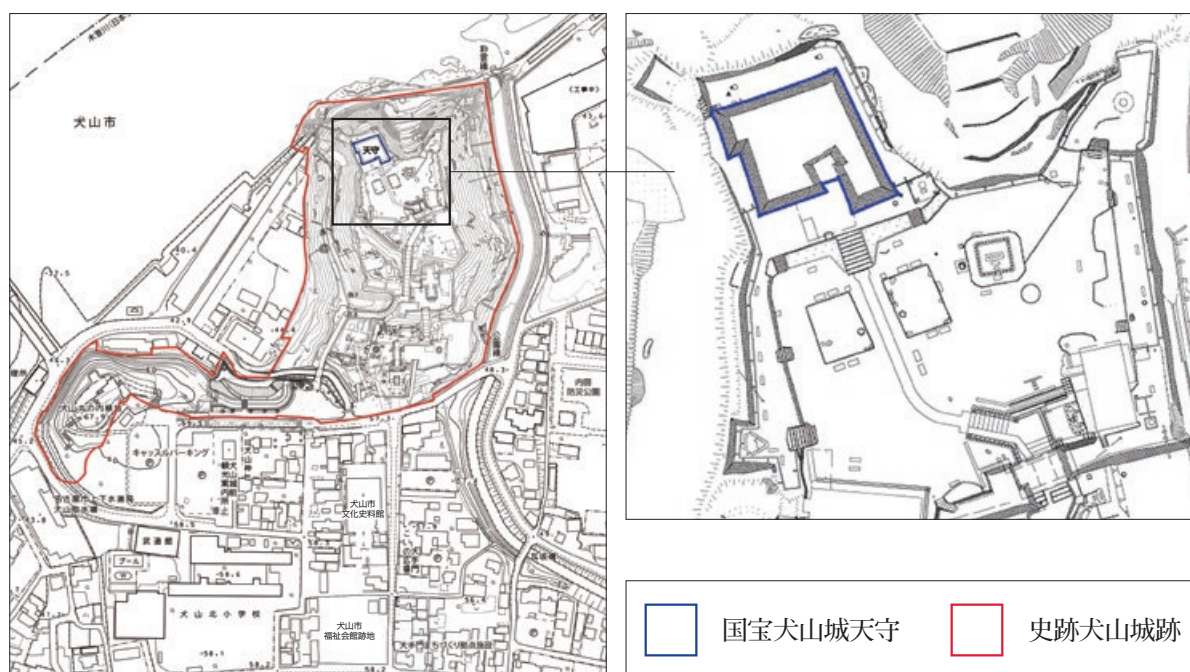


図2.2 国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の指定範囲

第2節 現在に至る経緯

1 史跡

犬山城の城郭は、現在犬山丸の内緑地となっている三光寺山(三狐尾寺山)を含めて、代々城主であった成瀬家の所領であった。しかし、明治6年(1873)の「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方(廃城令)」に伴い犬山城が廃城に指定されると、城が位置する稲置村(当時)が村の氏神であった針綱神社の城郭内への遷座、好風景を理由とした「人民偕楽公園等」の開設及び天守の存置を希望した。明治8年に内務省が愛知県に対して、旧犬山城郭の一部の地所と天守を「犬山町全区之公園」とし、その保存を土地の人民に任せることを指示したことにより天守の存置が決定したが、その他の建物及び地所は払い下げられることになった。旧城郭のうち11,106坪を公園地、そのうち1,268坪を針綱神社遷座地(明治15年に現在の桐の丸内へ移転)とし、公園の風致を守るために、周囲の山林3,120坪を保存した。こうして犬山城域を敷地とした稲置公園が誕生し、愛知県が管理することになった。この針綱神社の遷座に伴い、桐の丸と杉の丸の形状の一部が大きく改変された。

明治24年に濃尾地震が発生し、天守等が甚大な被害を受けた。稲置公園の収入は修繕の費用を賄うにはほど遠い状況であり、犬山町による義援金募集も期待どおりの成果が得られなかったため、稲置公園処分案が当時の県知事より提出され、最終的に、県は天守を含むすべての城地について、永久保存を条件とした「条件付き無償譲与」を成瀬家に対しておこなうことを議決した。その後、明治28年に稲置公園は廃止され、公園敷地は成瀬家の所有となった。

この成瀬家所有の土地は、一部を除き平成16年(2004)に設立された、「財団法人 犬山城白帝文庫(現公益財団法人)」所有となり、天守も含めて、個人所有から財団所有となった。

また、針綱神社と同様に、史跡指定地に所在する三光稲荷神社はかつて犬山城内の三光寺山、現在の犬山丸の内緑地内に鎮座していた。創建は定かではないが、天正14年(1586)の伝承があり、犬山城主成瀬家歴代の守護神とされてきた。昭和38年(1963)ごろ、犬山市都市公園施設計画により神社の移転が決定し、成瀬家第11代当主、成瀬正勝氏より三光稲荷神社境内地として城山内の土地の寄進を受け、三光寺山から松の丸跡の現在地に遷座された。この神社の移転に伴い、松の丸にあった空堀を埋めたと見張堤敷(櫓堤)と合わせて整地された。その後、三光寺山は昭和60年に都市計画決定された都市緑地として「犬山丸の内緑地」となり、犬山市の所有となった。

さらに、かつての城主の住居として、また政庁としても使用された西御殿は、慶応4年(1868)に犬山藩が誕生した際に藩庁となり、明治4年(1871)の廃藩置県により犬山県が誕生した際には県庁として使用された。その後、正確な時期は不明であるが、大正年間にはその跡地に犬山市中央公民館が建てられるなど公共用地として使われ続け、昭和38年には旧犬山市体育館が建てられた。この体育館は平成29年(2017)3月に除却され、現在、犬山城前広場として市民や来訪者に利用されている。

また城山の北側、東側、西側を取り囲む外縁部分は公開されておらず、人の出入りも少ないことから樹木が過密になり、石垣等の遺構への影響や天守の眺望阻害などが生じている。

城山及び三光寺山の周辺は名勝木曾川(昭和6年指定)の一部として、その土地の保存管理が行われていたが、平成30年に史跡に指定され、「史跡犬山城跡」(平成30年2月13日付 文化庁告示号外第29号)となった。犬山市が史跡の管理団体に指定され(平成30年7月30日付 文化庁告示第68号)、史跡の保存管理を行っている。また、史跡指定範囲には都市緑地も含まれていることから、その部分についても犬山市が日常的な管理及び必要な整備を行っている。

2 天守

(1) 天守の変遷と保存事業履歴

【江戸時代以前の変遷】

天守は創建当初二重、二階で建設された。建築形式と手法から見て室町末期創建の可能性が高い。慶長初年(1596)に現在の三・四階が設けられ、さらに元和年間に二重目屋根が改造されて、唐破風と廻縁及び高欄が設けられたと推定される。([第2章 第3節3(3)天守の構築]を参照)

元和の改修の後にも複数回の修理が行われたが、建物構造自体の大きな改造等も行われていないと推定される。幕末までの天守の修理はいずれも屋根の葺替えと建物の補強等であり、具体的な修理情報がないものも多い。比較的大規模な修理は宝暦2年(1752)の修理で、三重屋根より腰屋根まで総葺替え、土居葺、瓦棧、裏甲等の一部修理、壁の塗り直しが行われた。また、文化10年(1813)に落雷の記録があり、四階東西面の柱2本の両壁付部に添柱が施され、柱が1本取り替えられたと推定されている。

建物の内部について、一階内部の上段の間をはじめ各部屋は当初同一床面で大部分が開放であったことが昭和期の解体修理で判明した。一階各間の内法長押、敷居・鴨居、上段床板、帳台構、間仕切板壁等はすべて関連した同一時期の造作で、材料工法からみて、宝暦補修材よりさらに新しいと判断された。また、二階についても当初は一階と同様に貫以下開放と考えられるが、かなり早い時期に敷居、鴨居を入れ、鴨居上は四周内面に板張り、漆喰塗り

の壁を設けたほか、延宝3年(1675)に武具棚を作っている。ほかに、階段の移動等改変年代が断定できないものも多い。

【明治時代の変遷】

明治24年(1891)の濃尾地震により、天守の西側2間通りが石垣とともに崩壊し、東南隅の附櫓も倒壊した。官民一体の募金活動と旧城主成瀬氏の協力で、天守は同28年から修復が開始された。この修復に際して、東南隅及び西北隅の附櫓が取り払われ、南面一重庇屋根東端に元の附櫓の妻のみが千鳥破風として残された。修復の記録は残っていないが、そのほかに補強材の挿入、窓廻りや壁構造の改変等、変更された箇所も数多かったことが昭和期の解体修理で明らかとなった。また、天守は明治27年に当時の愛知県知事より成瀬正肥に譲与され、再び成瀬家の所有となった。

【昭和時代の変遷】

天守は昭和10年(1935)に国宝保存法により国宝に指定され、同27年に文化財保護法により国宝に再指定された。昭和34年に伊勢湾台風で屋根を中心に多大な被害を受け、昭和36年から40年にわたり国宝犬山城天守修理委員会の指導のもと、天守台を含む解体調査・解体修理(以降「昭和期の解体修理」)が行われた。

この修理にあたって、明治28年の復旧の際に取り払われた東南隅及び西北隅の附櫓が復原された。附櫓の規模や形式については文化10年(1813)平面図、文政9年(1826)透視図及び明治20年頃の写真から推察できたほか、東南附櫓の石垣は旧状のまま残存し、附櫓取付部分の部材には旧棟木、桁、貫、土台等の仕口が残されていた。西北附櫓については、西面全面が地震後の復旧になるため旧仕口は失われているが、一階各柱に残る旧番付と石垣の根石と認められるものによって旧規に復された。そのほか、痕跡等から江戸時代中期以降の改変部分と濃尾地震時後の修復による変更と判明した箇所も現状変更によって復旧された。なお、一階内部の上段の間をはじめ各部屋の間仕切・造作等すべて江戸時代の後期ごろ施工されたものであるが、そのまま残され、濃尾地震以降に変更された部分のみが復旧された。このように、天守は内部柱間装置を除く唐破風が取り付けられた時期の形態に復旧整備された。

【平成時代の変遷】

昭和期の解体修理から約50年を経て、天守の各所に経年劣化が進んできた。また、地震時の安全性も考慮して、平成21年(2009)より天守の劣化状況調査と耐震診断を実施した。それと同時に、犬山城修理委員会を設置し、天守の修理と補強方法を検討した。

その結果に基づき、平成30年より国庫補助金を受けて、「国宝犬山城天守建造物保存修理事業」に着手した。この事業で、耐震補強のために二階武者走りの床(一階の天井)及び三・四階の外壁の内部を構造用合板で補強した。一階の天井の構造用合板の見え掛かり部分は既存床板と似た仕様の板で仕上げ、天守内観との調和に配慮した。また、既存階段のすり減りを防ぐために、保護用の踏板と蹴込板をその上に追加した。

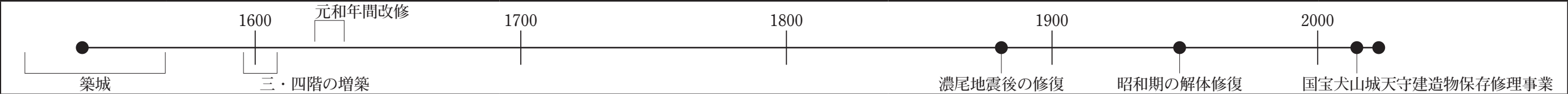
また、補助事業とは別に、既存の階段手摺の上方は床高さで止まっているため、来訪者の安全性と壁漆喰の汚損を防ぐために、二階と四階に上がる位置で手摺を新設した。工事は令和元年(2019)12月に竣工した。

表2.2 天守の保存修理関連の履歴

西暦	年号	保存修理関連の履歴	備 考
1687	貞享4	瓦棧取替	二重屋根裏甲墨書
1714	正徳4	瓦棧総取替、天守修復	二重屋根裏甲墨書
1747	延享 4	天守修復	二階北面小屋梁補強柱木口墨書
1752	宝暦2	屋根修理、壁の塗替え	鯨、鬼瓦、裏甲その他墨書
1791	寛政3	屋根修理	二重屋根鬼瓦刻銘
1813	文化10	天守に落雷修理	柱添木墨書
1851	嘉永4	天守修復	四階柱矧木墨書
1883	明治16	上層廻縁等の修繕(明治17年、20年同様)	愛知県負担
1891	明治24	濃尾地震、天守半壊	
1892	明治25	取り壊しが議会で否決、天守修繕寄付金募集開始	
1893	明治26	官民一体の募金活動体制、犬山、名古屋、東京で募金	
1894	明治27	成瀬家へ無代価で払い下げる議決	
1895	明治28	条件付き無代価譲与正式決定、修復工事開始	1899年竣工
1917	大正6	三重妻修理	懸魚墨書
1959	昭和34	伊勢湾台風被害	
1961	昭和36	昭和期の解体修理	国庫補助事業
1965	昭和40	解体修理竣工、自動火災警備装置設置、犬山市が管理団体に指定される	
1983	昭和58	高欄修理	
1984	昭和59	唐破風修理、天守雨水止工事	
1985	昭和60	天守内漆喰壁修理	
1987	昭和62	高欄等(手摺、手摺脇瓦、漆喰)修理	
1989	平成元	附櫓建具修理	
1990	平成2	唐破風漆喰修理、附櫓窓修理	
1993	平成5	高欄手摺地覆等取替、瓦釘取替・二重屋根瓦葺替、外部墨塗、破風漆喰塗直し、1階石落西扉及び同附櫓東扉漆喰塗	国庫補助事業
1995	平成7	カーペット張替	
1996	平成8	手摺修理	

西暦	年号	保存修理関連の履歴	備 考
1997	平成9	附櫓鬼瓦修理	
1999	平成11	最上階・二重屋根瓦破損修理、北側鯨修理、避雷針補修、東破風懸魚等漆喰補修	台風被害、成瀬家の個人負担
2000	平成12	高欄床修理	
2003	平成15	カーペット張替	
2004	平成16	天守照明設備取替	
2005	平成17	屋根、床、雨戸修理	
2006	平成18	上段の間畳替え	
2007	平成19	突上げ扉修理(支え棒取替)	
2009	平成21	四階南北の戸の修復、天守内照明器具取替修理委員会立ち上げ	
		破損調査	2012年完了
2010	平成22	耐震診断予備調査	2011年完了
		消火栓設備改修工事	
2011	平成23	階段修理、カーペット張替	
2012	平成24	耐震診断事業	2014年完了
		入口カーペット張替、自動火災報知設備修理(落雷による修理)	
2013	平成25	1階石落外部腰壁矧木塗装、3階(兎の毛道)屋根漆喰塗直し、高欄腐朽部修理、破風の間建具修理、2階床修理	2014年竣工
2015	平成27	カーペット張替、階段手摺修理、犬山城天守修理基本計画策定	
2017	平成29	北側鯨瓦作成及び取付、熨斗瓦等修理、避雷設備修理、消防設備修理	落雷(推定)、国庫補助事業
2018	平成30	天守入口電灯不点修繕	
		2階床及び3・4階南北壁耐震補強、三重屋根等葺直し、内外漆喰塗、階段踏板補修、腰壁等墨塗、建具部分修理	国庫補助事業、2019年竣工
		天守台のレーザー計測、カルテ作成	2020年完了
2019	令和元	カーペット張替、感震ブレーカー取付、階段手摺延長等修理	

表 2.3 天守の主な変遷と改造履歴

				
	元和年間改修以降～濃尾地震以前	濃尾地震後の修復(明治28年～32年)	昭和期の解体修理(昭和36年～40年)	解体修理後～
全体		・東南隅と西北隅の附櫓を撤去	・東南隅と西北隅の附櫓を復旧	
屋根	・三重屋根南北妻飾りを漆喰で塗り隠した(江戸末期)	・捻じれ屋根だった一重東側庇屋根を別々に取り付けた垂木掛けを徐々に高めて同勾配にした	・一重東側庇屋根の垂木掛と捻じれ屋根を復旧 ・一・二重屋根軒裏ベタ塗りを垂木形塗りに復旧 ・三重屋根南北妻飾りを墨塗に復旧し、軒先の鼻隠板を撤去	
外側壁	・四階東西両側面、両端間に連子窓を設けた(文化10年(1813))	・一・二階の外側壁を袋壁(二重壁)から外面一重壁にした	・一・二階の外側壁を袋壁(二重壁)に復旧 ・一・二階周囲外壁の袋壁の間に筋違を追加 ・三・四階周囲外壁の貫と貫の間に筋違を追加 ・四階東西両側面、両端間の連子窓を真壁に復旧	・三・四階の壁を構造用合板で補強(令和元年(2019))
開口部・建具	・穴蔵の出入口構えを転用(文化頃)	・西北附櫓の撤去に伴い一階西面の窓配置と形式を変更 ・二階東面南より第三間の窓を上げた ・二階北面東より第三間の壁に窓を開けた ・二階北面と西面の窓を改造 ・四階南北出入口棧唐戸を新調(昭和初年(1926))	・一階南面窓の内部両開戸を外側に復旧 ・一階西面の窓3ヵ所を2ヵ所に復旧、窓の形式を当初のものに倣った ・二階東面南より第三間の窓を下げて旧位置に復旧 ・二階東面南より第五間の片引窓を壁に復旧 ・二階北面東より第二間に窓を復旧、第三間の窓を壁に復旧 ・二階北面西端間に窓を設け、西面南より第二間の窓を廃して第一間を窓に復旧 ・二階南面窓の縦連子を撤去し、外部に突揚戸を復旧 ・一・二階各窓内側に引違い障子を復旧、窓枠、連子、突揚戸等を墨塗に復旧 ・昭和初年に新調した四階南北棧唐戸を撤去し、屋内に保存されたもの(当初ではない)を再用 ・一・二階窓明障子を復旧	
軸組	・四階東西面の柱2本に両壁付部に添柱を施し、柱1本取替(文化10年)	・各階各所に補強柱、梁、筋違及び方杖を取り付けた	・後補の補強柱、梁、筋違及び方杖を撤去	・梁仕口の金物補強(平成30年(2018))
内装	【一階】 ・上段の間を改装(文化頃) 【二階】 ・武具棚を設置(武具棚に墨書「延宝三年たな作候」：延宝3年(1675) ・武具の間の内側壁を補強(時期不明) 【四階】 ・床にカーペットを敷いた(七代城主正寿の時代と推定)	・一階上段の間の帳台構を西よりに補強柱を入れ、間口を一間半にした	・一階上段の間の北面西より半間寄りの間柱を撤去し、一間半の帳台構を二間に復旧 ・一階上段の間の西面開放の二間に北の間は棚、南の間は床に復旧(床・棚は同時代の他の例に倣った) ・一階上段の間に畳を敷いた ・四階の床にカーペットを敷いた	・二階床(一階天井)を構造用合板で補強(平成30年)
階段	・一階階段を移動(時期不明) ・二階階段を移動(時期不明)			・既存階段に保護用の踏板と蹴込板を追加(平成30年、令和元年) ・二階と四階に上がる位置の手摺を改修(延長)(令和元年)
基礎			・地下二階の柱石をコンクリートにて抱え込に固めた ・土間を漆喰叩きから敷モルタル梨地仕上げにした	
石垣		・石垣天守台の西側を直線から反りのついたものにした	・根石以外の積み替え ・反りのついた部分を直線式の積み方に復旧 ・根石をコンクリートで打固め ・一部分に地中梁状の基礎コンクリートを打設 ・石の裏面にコンクリートを打ち込んでねり積	
その他			・四階廻縁の腕木に補強箱金物を追加 ・電灯設備を取り付けた ・避雷設備、消火施設を設けた(昭和35年)	・二階と四階登り口横漆喰壁保護アクリル板新設(令和元年)
註：濃尾地震後の修復及びそれ以前の改造は詳細記録が残っていないため、古写真や昭和期の解体修理の調査によって推定されたものである。				

第3節 文化財の概要

犬山城の文化財的・歴史的価値は歴史学、建築学、考古学、城郭考古学及び歴史地理学の専門家により多角的に調査され、『犬山城総合調査報告書』（犬山市教育委員会 2017）に研究成果がまとめられている。ここではそれらの論文を基に、犬山城の文化財としての概要をまとめる。

1 歴史

犬山城の築城については定説がないが、天文6年(1537)に織田信康が木之下城から城を移したといわれている。戦国時代の犬山城はいくつかの合戦に見舞われ、城主も頻繁に変わっていた。重要な合戦としては永禄8年(1565)の信長による攻略、天正12年(1584)の小牧・長久手の戦いと慶長5年(1600)の関ヶ原の合戦があり、何れも犬山城が落城した。元和3年(1617)に尾張徳川家付家老の成瀬正成が犬山城を拝領した後は、成瀬家が幕末まで城主を務めた。明治維新以降になると犬山城が維新政府の管轄となり、天守を除く城郭内の建物が払い下げられた。さらに、明治24年(1891)に、濃尾地震が発生し、天守が大きな被害を受けた。同28年に天守の修復とその後の保存を条件として、天守は愛知県から成瀬氏に譲与され、成瀬家や地域住民の協力で同32年に修復された。犬山城は平成16年(2004)に財団法人犬山城白帝文庫(現公益財団法人)に寄付され、現在にいたっている。

表2.4 犬山城の歴史年表

西暦	和暦	犬山城に関する出来事	犬山城に関連する動き
1532	天文元	織田信康、木之下城主となる	
1534	天文3		織田信長生まれる
1537	天文6	針綱神社、城山より白山平へ遷座 織田信康、木之下城を城山へ移す ※天守の二重目までが、室町末期の建立といわれる	豊臣秀吉生まれる
1547	天文16	織田信清、犬山城城主となる	
1565	永禄8	織田信清、信長に犬山城を攻められ、犬山城落城 丹羽長秀、犬山城主となる	
1570	元亀元	池田恒興(信輝)、犬山城主となる	
1581	天正9	織田勝長(信房)、犬山城主となる	
1582	天正10	中川定成、犬山城主となる	本能寺の変(信長、没す) 織田信雄、尾張・伊勢・伊賀を領有
1584	天正12	池田恒興、犬山城を攻略 秀吉、織田信雄に犬山城を返還	小牧・長久手の戦い(成瀬正成初陣)
1586	天正14	土方雄良(雄久)、犬山城主となり、実弟武田清利、犬山城代となる	秀吉、関白となる 木曾川大洪水(ほぼ現在の河道となる)
1590	天正18		小田原征伐(秀吉、勝利し、ほぼ全国統一)

西暦	和暦	犬山城に関する出来事	犬山城に関連する動き
1590	天正18	三好吉房、犬山城主となる	豊臣秀次、尾張を領有 石川光吉、木曾谷代官となる
1592	文禄元	豊臣秀勝、犬山城代となる 三輪吉高、犬山城代となる	
1594	文禄3		秀吉、木曾川の大築堤を行う
1595	文禄4	石川光吉、犬山城主となる	
	慶長 初年頃	天守三・四階が増築されたといわれる	
1598	慶長3		秀吉、没す
1600	慶長5	関ヶ原の戦いで西軍に属し犬山城陥落	関ヶ原の戦い
1601	慶長6	小笠原吉次、家老として犬山城に入る 現在の城郭部の整備が開始されたといわれる	松平忠吉、清洲城主となる
1603	慶長8		徳川家康、江戸幕府を開く
1605	慶長10		徳川秀忠が2代将軍となる
1607	慶長12	針綱神社、白山平から名栗町に遷座 平岩親吉、家老として犬山城に入る 成瀬正成、徳川義直の傳役となる	徳川義直、尾張藩初代藩主となる
1610	慶長15	成瀬正成、尾張徳川家の付家老となる	
1617	元和3	成瀬正成、成瀬氏初代犬山城主となる	
1618	元和4	徳川義直、犬山へ御成	
1621	元和7	成瀬正成、犬山城周りを城属地として 拝領	
1623	元和9		徳川義直、木曾街道を開く
	元和 年間	二重目屋根の改造、唐破風と廻縁、高欄の設置が行われたといわれる	
1625	寛永2	成瀬正成、没す 成瀬正虎、成瀬二代犬山城主となる	
1635	寛永12	犬山祭、始まる	
	寛永 年間	成瀬正虎、犬山街道を開く 犬山城と城下町の整備が始まる	
1653	承応2	暴風雨、犬山城に被害をもたらす	
1659	万治2	成瀬正親、成瀬三代犬山城主となる	
1660	万治3	犬山居城郭内中置漏刻(水時計)鼓の設置	犬山の鵜飼漁が本格的になる
1663	寛文3	成瀬正虎、没す	
1664	寛文4 ～5	町裏の総構の土居を一部築き直す 総構の所々に木戸を設置	
1665	寛文5	大地震により犬山城石垣を破損 この頃、松の丸整備(雑木払い、松を植樹)	

西暦	和暦	犬山城に関する出来事	犬山城に関連する動き
1703	元禄16	成瀬正親、没す 成瀬正幸、成瀬四代犬山城主となる	
1707	宝永4	宝永地震により松の丸南側石垣2箇所、 坤櫓石垣1箇所破損、天守に異常なし	
1713	正徳3	暴風雨、洪水あり、天守に被害	
1714	正徳4	天守修復	
1731	享保16	大風により、鯰瓦破損	
1732	享保17	成瀬正泰、成瀬五代犬山城主となる	
1743	寛保3	成瀬正幸、没す	
1768	明和5	成瀬正典、成瀬六代犬山城主となる	犬山鶴飼が衰退
1785	天明5	成瀬正泰、没す	
1809	文化6	成瀬正寿、成瀬七代犬山城主となる	成瀬正典、犬山鶴匠を犬山から追放
1810	文化7	成瀬正寿の援助により犬山焼丸山窯開窯	
1820	文政3	成瀬正典、没す	
1838	天保9	成瀬正寿、没す 成瀬正住、成瀬八代犬山城主となる	
1842	天保13	余坂村からの出火が城郭に飛び火し、 坤櫓・巽櫓、松の丸御殿、道具櫓・宗 門櫓、屏風櫓、矢来門、松の丸表門、 黒門と櫓に続く高塀が焼失 焼失した櫓の再興、松の丸御殿の復興	
1857	安政4	成瀬正住、没す 成瀬正肥、成瀬九代犬山城主となる	
1865	慶応元	松の丸南東の石垣が長さ5間、高さ9 間にわたって崩壊し、巽櫓が傾く	修復願を幕府に提出し修復されたと 推定
1868	明治元		犬山藩成立
1869	明治2	成瀬正肥、版籍奉還を上奏 成瀬正肥、版籍奉還し、犬山藩知事に 任ぜられる 藩庁は旧西御殿、知事屋敷は三光寺御殿	
1871	明治4	犬山城が廃城となる	廃藩置県により、犬山藩を犬山県と する(県庁は西御殿) 犬山県、名古屋県に合併
1872	明治5		名古屋県が愛知県に改称
1873	明治6	廃城令により、犬山城が「廃城」となり、 犬山城の建物など一部が払い下げられ、 稲置村が落札	全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定 方(廃城令)発布 太政官が府県に対して公園設置の布告

西暦	和暦	犬山城に関する出来事	犬山城に関連する動き
1874	明治7	愛知県が教部省、内務省に対して「犬山城建物并地所等御払下之儀ニ付伺」を提出、稲置村から針綱神社の城内への遷座と「人民偕楽公園」開設の旨懇願	
1875	明治8	内務省が愛知県に対して城郭一帯の地所と天守を「犬山町全区之公園」とし、保存を土地の人民に任せることを指示 旧城郭のうち11,106坪を公園地(内1,268坪は針綱神社遷座地)、周囲の山林3,120坪は風除けのために従前のまま保存された 残っていた城郭内の門、櫓、倉庫、高塀は払い下げられた	地租改正事業始まる 犬山城域を敷地とした公園が設置され、稲置公園(愛知県管理)となる
1876	明治9	天守の一般公開開始、拝観料徴収(公園も含めた日常の維持管理は稲置村)	地押丈量開始 犬山市域の地押丈量、「沽券地」を除いて完了
1878	明治11	公園が丹羽葉栗郡役所の管理となる	「郡区町村編成法」の制定
1882	明治15		針綱神社、現在地に遷座(公園化計画の完成)
1886	明治19		郷瀬川開削(氾濫防止のための放水路)
1891	明治24	天守の西側、東南隅と北西隅の附櫓が石垣の崩壊とともに崩れる	濃尾地震発生
1892	明治25	天守の修繕寄付金募集開始	
1895	明治28	犬山城、愛知県より旧犬山藩主成瀬正肥へ条件付無償譲与、天守を含むすべての城地を成瀬家が受領し個人所有となる 犬山城修復工事開始	
1899	明治32	犬山城修復工事竣工 2つの附櫓は撤去された	
	大正年間		旧西御殿跡地に犬山町公会堂が建設される
1931	昭和6		「名勝木曽川」指定
1932	昭和7	城山浄水場新設(杉の丸内)	
1935	昭和10	「犬山城」、(旧)国宝に指定(国宝保存法)	
1952	昭和27	「犬山城」、国宝(建造物)に再指定(文化財保護法)	
1954	昭和29		「犬山市」誕生
1959	昭和34	伊勢湾台風により天守も甚大な被害を受ける	
1961	昭和36	犬山城の解体修理工事開始(昭和大修理)	

西暦	和暦	犬山城に関する出来事	犬山城に関連する動き
1963	昭和38		犬山市体育館竣工
1964	昭和39	三光稲荷神社、三光寺山から犬山城松の丸跡に移される	木曾川周辺地域、「飛騨木曾川国定公園」に指定
1965	昭和40	復元附櫓完成 犬山城修理完工開城式挙行 犬山市が国宝犬山城天守の管理団体に指定される	
1968	昭和43	城山浄水場廃止	
1985	昭和60		都市計画決定された都市緑地として、三光寺山が犬山丸の内緑地となる
2004	平成16	財団法人犬山城白帝文庫が設立、犬山城が個人所有から財団所有となる	
2013	平成25	財団法人犬山城白帝文庫が公益財団法人犬山城白帝文庫に移行	
2017	平成29	落雷による天守の鯨の損壊が判明 旧犬山市体育館跡地(犬山城西御殿跡)発掘調査実施	犬山市体育館除却
2018	平成30	旧城郭の一部が「史跡犬山城跡」に指定され、犬山市が管理団体に指定される 天守耐震補強・部分修理工事開始	
2019	令和元	天守耐震補強・部分修理完了	

2 史跡関係の既往調査・研究

(1) 発掘調査の成果

史跡犬山城跡及びその周辺での発掘調査として、平成7年(1995)に駐車場整備に伴う三光寺遺跡(三光寺御殿跡)の調査を行った。また、平成21年度から23年度にかけて、3回にわたって、犬山城の遺構の残存状況や城郭構造の変遷を把握するために、「犬山城城郭調査事業」として、14ヶ所のトレンチを設定し、発掘調査を実施した。さらに、平成29年度には犬山城西御殿跡と推測される旧犬山市体育館跡地の発掘調査を実施した。調査結果については『犬山城総合調査報告書』第4章第3節発掘調査(鈴木正貴 2017)を基にまとめた。

調査区12(旧名鉄犬山ホテル敷地内)は史跡指定地外ではあるが、城郭の東側に存在した堀跡と推定されているため、城郭に関連する施設跡として下記に含める。

表2.5 発掘調査履歴

調査区	年度	事業箇所	内 容
1	平成7年(1995)	三光寺遺跡	現在の犬山丸の内緑地及びキャスルパーキング付近に所在した「三光寺御殿」の遺構を確認するための調査。江戸時代の石組溝の下位に南北方向に延びた大型遺構を検出。戦国時代から織豊期まで遡る可能性が指摘されている。

調査区	年度	事業箇所	内 容
2	平成 21年 (2009)	本丸東側斜面	本丸東側斜面の中腹にある狭い平坦面の性格把握のための調査。 西部で硬いチャートで構成された山の斜面を削って急峻な崖面を作り出した切岸を確認。切岸は平坦面を挟んで2段構成となっている。礫層から12世紀末～13世紀中期頃と18世紀以降の陶磁器類が出土し、その他瓦類も出土したが、これらから切岸の構築年代を推定することは困難である。
3		本丸東側の山裾平坦面	江戸時代の絵図で東谷の武家屋敷地と想定されていた部分を確認するための調査。 明治19年(1886)の郷瀬川開削後に平坦面が造成されたため、武家屋敷の遺構面は滅失されたものと推定。
4		樅の丸の南西、現三光稲荷神社の北西にある山裾平坦面	江戸時代の絵図で西部の武家屋敷地と想定されていた部分を確認するための調査。 地山を削り残す形で構築された土塁状遺構を確認。
5		樅の丸西側の空堀	空堀の断面形状確認のための調査。標高約57メートル付近で堀底を検出、土塁との高低差は約3メートルであることが判明。堀底は幅約3.5メートルの平坦面で、横断面は逆台形であることが判明。堀の西側及び東側の斜面は人工的に岩盤が削られ、45度の傾斜になっていた。東側斜面下端部で石積みらしき石材を確認。調査区10での調査結果を勘案すると切岸最下部に構築された石垣の一部である可能性が高い。
6		本丸西側の空堀と帯状平坦面(土塁)	空堀の断面形状確認のための調査。標高約60メートル付近で堀底を確認、幅約2メートルの平坦面を検出、横断面は逆台形であることが判明。平坦面との高低差は約1.2メートルであった。 本丸から樅の丸の東側にかけて伸びる堀は切岸と一体化されていることを確認。
7	平成 22年 (2010)	本丸東側斜面	調査区2で確認された切岸の南側への連続性を確認するための調査。最大で約2メートルの土砂の下位にチャートの岩盤を削り急峻な崖に加工された切岸と下部の平坦面を確認。切岸は高低差約3.5メートルで傾斜は約80度であった。切岸直下の平坦面からは遺構は検出されなかった。
8		杉の丸東側斜面	測量調査で確認された南北に延びる平坦面の性格把握のための調査。調査区西壁にある岩盤は、高低差約2.5メートル、傾斜約60度の人工的な切岸であることを確認。本丸周辺で確認された(調査区2、6、7)切岸と比較して、高さは低く緩いことから、逆に本丸周辺は元々急峻な地形を生かして強固に防御されていたことが明らかとなった。

調査区	年度	事業箇所	内 容
9	平成 22年 (2010)	桐の丸東側斜面	測量調査で確認された平坦地の実態把握のための調査。人頭大の川原石(円礫)が8段積まれた、高さ約2メートルの石積みを確認。円礫の隙間には砂が充填され、崩落防止のために補強されていた。石積みの裏側には裏込施設は確認されなかった。土留めとして近代以降に積まれたものと推定される。
10		樅の丸南西側斜面	調査区5で検出された堀と石積みの一部の範囲と性格把握のための調査。堀の東側で概ね直方体状の石材で積まれた石垣を確認。調査区5で検出された石垣と違って、大手道から見える位置にあり、見せることを意識して構築された石垣である可能性が高い。近世初頭に構築された石垣である可能性が考えられる。
11		本丸南部の西側斜面	堀の西側の土塁状況を確認するための調査。堀の横断面は逆台形状となり、底部は平らに加工されていることが確認された。
12	平成 23年 (2011)	犬山城城郭の東側 (旧名鉄犬山ホテル敷地内) * 史跡指定地外	東側の堀の残存状況と範囲を確認するための調査。堀の範囲の特定には至らず。また堀底部の検出には至っていないが、堀埋土は水分を多く含み、近世後期の陶器が出土した。絵図から水堀であったことが推定されており、堀が今もなお地下に良好に保存されていると推測される。
13		犬山城城郭の南端 (大手門まちづくり拠点施設敷地内) * 追加指定候補地	大手門から東に延びる堀の範囲を確認するための調査。堀1条と集石遺構1基を検出。
14		犬山城城郭の南端 (旧犬山市福祉会館駐車場内) * 追加指定候補地	大手門枅形の遺構残存状況把握のための調査。調査区南壁付近で堀(大手門から西に延びる近世犬山城に伴う堀と推定)の北端部分、さらにその北側から土塁の基礎部分と推定される盛土を検出。土塁の下から16世紀前半頃の溝を検出。
15		旧犬山市体育館西側	犬山城西御殿に関する遺構の残存状況確認のための調査。近世以前の遺構は検出されなかった。
16	平成 29年 (2017)	旧犬山市体育館跡地	平成29年に撤去された旧犬山市体育館の跡地における、西御殿に関する遺構の残存状況確認のための調査。礎石跡や井戸等を確認。井戸及び三和土と推定される不明遺構が西御殿に関連する遺構であると考えられ、西御殿の所在を立証できた。



図 2.3 発掘調査区 位置図

(2) 石垣調査の成果

犬山城城郭の中心部である城山に残存する地上遺構としての石垣を対象として、石垣の分布、残存状況、石材、石積手法および破損状況等を調査した。調査対象範囲は、縄張りを基準とし

て7地区に区分けした。これらの石垣の状況は『犬山城総合調査報告書』に、「犬山城石垣 積み方一覧」及び「犬山城石垣 破損状況等一覧」としてまとめられている。ここでは、『犬山城総合調査報告書』の中から、各調査区における石垣等の現況を述べる。近世における石垣修理の記録等については、「第2章 第3節(3)オ 近世における石垣修理」を参照されたい。

ア 天守台

天守の基礎となる石垣である。近世における修理の記録はほとんど見られないが、明治24年(1891)に発生した濃尾地震による被害が大きく、大部分が積み直されたと考えられている。その後、昭和36年(1961)から昭和40年にかけて実施された昭和の大修理において、根石を残して積み直された。

イ 本丸

天守が所在する、城山の最上部にあたる曲輪である。最古の城下町絵図と言われている「犬山城絵図(正保4年(1647))」(以降、「正保城絵図」)(図2.4参照)にも石垣が描かれている。濃尾地震による被害状況は不明であり、近年の修理実績はない。

ウ 樅の丸

本丸の南西に位置し、城山の中腹にあたる曲輪である。「正保城絵図」にも石垣が描かれている。濃尾地震による被害状況は不明であり、近年の修理実績はない。

エ 杉の丸

本丸の南東に位置し、城山の中腹にあたる曲輪である。昭和7年から昭和40年代まで、城山浄水場が存在した場所である。「正保城絵図」にも石垣が描かれている。濃尾地震による被害状況は不明であり、近年の修理実績はない。

オ 桐の丸

杉の丸の南に位置する曲輪である。現在は、針綱神社本殿などが所在する。針綱神社は明治15年に現在地に移されている。「正保城絵図」にも石垣が描かれている。針綱神社の現在地への移転に伴って構築された石垣も多く分布し、当初の石垣が失われている場所もある。近年の修理実績はない。

カ 松の丸

桐の丸の南に位置し、かつて松の丸御殿が所在した場所である。現在は針綱神社の参集殿や三光稲荷神社などが所在する。三光稲荷神社は昭和39年に現在地に移された。「正保城絵図」には石垣が描かれておらず、資料上、当該地において石垣が初見されるのは、「犬山御城当分之絵図(寛文8年(1668))」である(図2.5参照)。針綱神社や三光稲荷神社の現在地への移転に伴い構築された石垣も多く分布し、当初の石垣が失われている場所もある。近年の修理実績はない。

キ 七曲等

本丸北側にあり、搦手にあたる部分である。急斜面地であることから、昭和50年代に実施さ

れた砂防工事により土留の石積みが構築されている。

また、城山の東側にあり、明治19年(1886)に開削された人工的な河川である郷瀬川の河口付近には、かつて丑寅櫓が所在したとされており、櫓台の一部が現存している。



図2.4 「犬山城絵図」
正保4年(1647)
(徳川林政史研究所所蔵)
(部分)



図2.5 「犬山御城当分之絵図」
寛文8年(1668)
(犬山城白帝文庫所蔵)
(部分)

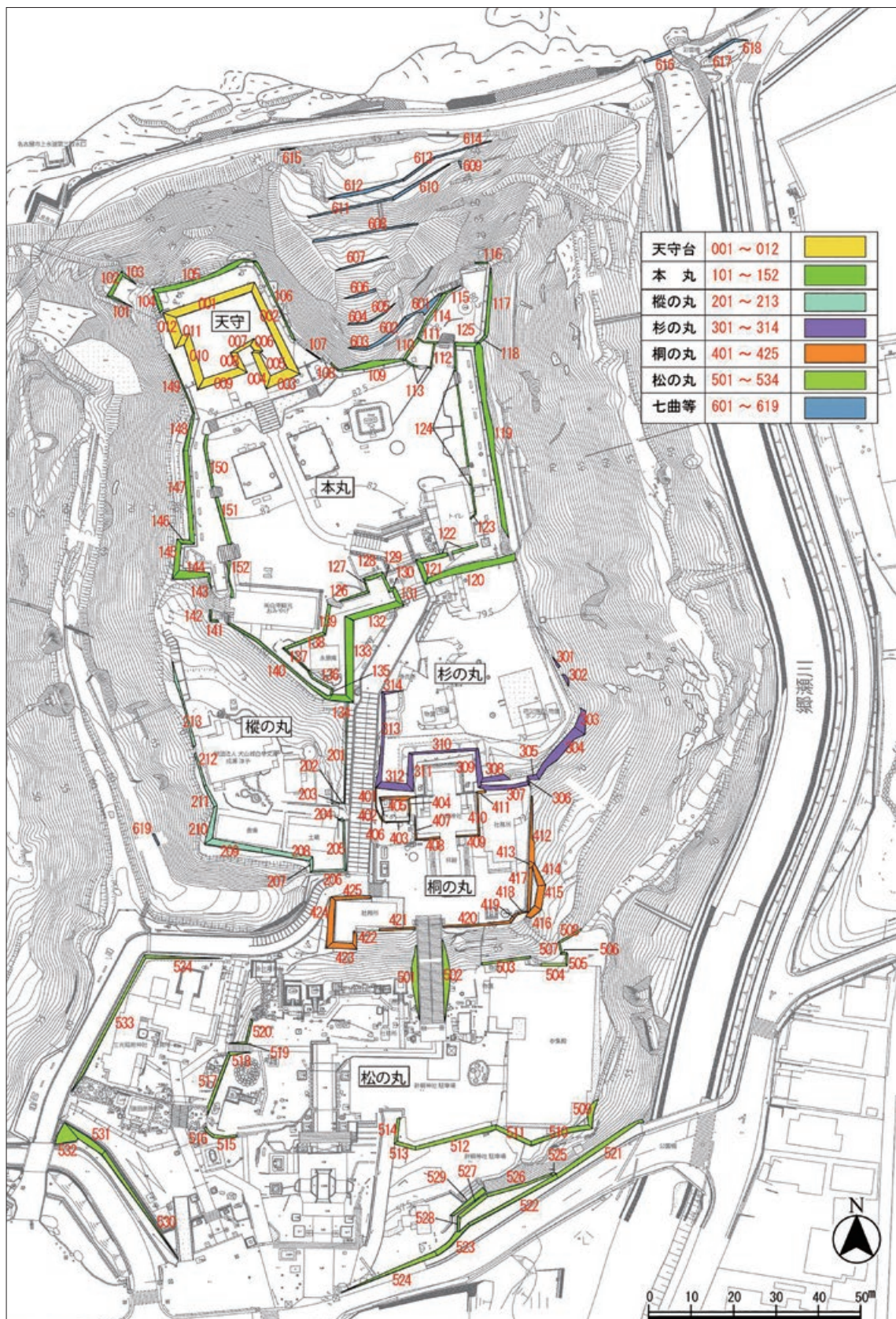


図2.6 犬山城石垣分布図
(犬山城総合調査報告書を基に加工・編集)

(3) 歴史資料調査の成果

ここでは、絵図をはじめとする歴史資料調査に基づく犬山城の曲輪配置、城郭内に存在した建造物などの研究成果について『犬山城総合調査報告書』（犬山市教育委員会 2017）を基にまとめる。各項目における『犬山城総合調査報告書』の参照箇所は以下のとおりである。

- ア 犬山城の縄張り（曲輪の配置と大手道）「第5章第1節第1項 縄張り/千田嘉博」
- イ 曲輪の名称の変遷「第4章第2節第1項(1) 曲輪の名称/麓和善」
- ウ かつて存在した建造物「第4章第2節第1項(2) 各曲輪における建造物の配置およびその変遷/麓和善」
- エ 近世における石垣修理「第4章第4節第4項(2) 近代以前の石垣修理について」

ア 犬山城の縄張り（曲輪の配置と大手道）

犬山城は、天守のある本丸を最高所の北端に置き、南に向かって中央に大手道を開いている。大手道の東側に杉の丸、桐の丸、松の丸が、大手道の西側に樅の丸がそれぞれ階段状に配置されている。本丸を含むすべての曲輪は相互に行き来できないよう設計され、大手道を介して半独立的に接続する基本構造となっていることが特徴的である。

測量図によると、大手道は樅の丸に向かって西側に傾斜していく旧地形のぎりぎり西端に設計されており、地形に沿って曲輪を配置した場合、樅の丸は大手道から見下ろされた下位空間になるはずであった。しかし、樅の丸の大手道側に竪石垣を築くことにより、本来の地形による空間の上下関係を逆転し、樅の丸は大手道を見下ろす空間となり、大手道の防御を可能にした。

杉の丸、桐の丸が大手道に対して重層の櫓を設けたのに対して、樅の丸には大手道に対して櫓が設けられず、大手道を挟んで東側の杉の丸、桐の丸といった2つの曲輪から見下ろされる関係にあり、2つの曲輪に対して下位の序列を与えられていた。

大手道が行きつく本丸の入り口には「鉄門」と呼ばれる櫓門があった。そしてその櫓門の前で大手道は大きく屈曲し、その先には城道の前後を仕切る形で「岩坂門」と呼ばれる門が設けられ、外枳形Aを構成した。さらに、この岩坂門を南に出た大手道は、杉の丸、桐の丸、樅の丸に囲まれて見下ろされた直線区間を構成し、桐の丸の張り出しに対応して大手道が西側へ直角に折れ曲がった先に「黒門」を設置し、外枳形Bを構成した。さらに「黒門」を出た大手道は西に向かいながら、二度屈曲して「矢来門」に至り、外枳形Cを形成した。「矢来門」を出た大手道は、さらに南に屈曲して「中門」に至り、外枳形Dを形成した。

このように犬山城の縄張りは外枳形コンプレックス（複合体）を軸として全体が構成されており、縄張り構成はよく遺存している。



図2.7 「原図 犬山城修復願雛形絵図」安永9年(1780)
(犬山城白帝文庫所蔵) (一部加工・編集)

イ 曲輪の名称の変遷

犬山城に関する最古の城下町図といわれている、「正保城絵図」(図2.4)によると、天守が位置する最高所の曲輪は「本丸」、大手道に沿った東側の2つの曲輪と西側の曲輪はそれぞれ「二ノ丸」となっており、大手道の最下段の東側の曲輪には「三ノ丸」と記されている。続いて寛文7年(1667)の「犬山城絵図」(図2.8)では、「正保城絵図」と比べて本丸という名称は変わらないが、「二ノ丸」と記された3つの曲輪のうち、大手道の東側の2つの曲輪には上から「杓ノ丸」、「桐ノ丸」と記され、大手道を挟んだ向かい側の曲輪には何も記されていない。また同じく「正保城絵図」で「三ノ丸」と記されていた最下段の曲輪には「松ノ丸」と記されている。「正保城絵図」では二の丸が3つあったが、それらを区別した呼称が必要となったことに加えて、犬山城の特徴でもある縄張りの性格上、数字による一般的な呼称では不都合が生じたために、木の種類による呼称としたのではないかと考えられている。

さらに寛文8年の「犬山御城当分絵図」(図2.5)によると、寛文7年の「犬山城絵図」には曲輪名が記されていない大手道の西側の曲輪には、「白土丸」と記されているが、ほとんど同時期の寛文8年に作成されたと考えられる「尾張国犬山城絵図」(図2.9)では、大手道西側の曲輪は空白であり、「正保城絵図」に「三ノ丸」、寛文7年の「犬山城絵図」に「松ノ丸」と記された最下段の曲輪に「二ノ丸」と記されているなど混乱が見られる。

最終的には天和元年(1681)の「尾張国犬山城絵図」(図2.10)に見られるように、「本丸」、「杓ノ丸」、「桐ノ丸」、「樅ノ丸」、「松ノ丸」という呼称に落ちついたとみられる。



図2.8 「犬山城絵図」
寛文7年(1667)
(犬山城白帝文庫所蔵)
(部分)



図2.9 「尾張国犬山城絵図」
寛文8年(1668)
(犬山城白帝文庫所蔵)
(部分)



図 2.10 「尾張国犬山城絵図」
天和元年(1681)
(犬山城白帝文庫所蔵)
(部分)

ウ かつて存在した建造物

絵図から確認できる門、櫓等については下記のとおりである。史跡犬山城跡には、かつての門や櫓は現存していないが、一部は礎石が残っており、寺院等に移築されている門や櫓もある。その他、石垣等を含む建造物について以下にまとめる。

【本丸】

「正保城絵図」には、本丸の周囲に石垣が築かれ、北西隅に天守がある。天守は三重で南面と西面に附櫓を備えており、現状と変わりはない。現存するのは天守のみで、七曲門は門の礎石が、千貫櫓は石垣のみが残されている。これら以外の建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

本丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

天守(北西隅)／番所(鉄門を入ったところ)／下番所(鉄門入口の石段上)／七曲門(北東隅櫓門)／大砲櫓(南東隅櫓)／大門(鉄門)(南面櫓門)／鉄砲櫓(南西突出部先端)／弓矢櫓(西面中ほど)／千貫櫓(天守北西奥)／七曲門から大砲櫓にかけての多聞櫓(東辺)

【杉の丸】

「正保城絵図」によると周囲に石垣が築かれており、地形上本丸より一段低くなっている。北辺は本丸南面の石垣に、西辺は大手道に接しており、南東隅と南西隅に櫓が組まれ門も配され

ていた。これらの建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

杉の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

器械櫓(南東隅櫓)／御成櫓(南西隅櫓)／器械櫓から本丸にかけての多聞櫓(東辺)

【櫓の丸】

「正保城絵図」によると、周囲に石垣が築かれていた。地形上本丸よりも一段低くなっている。北辺は本丸の南西面の石垣に、東辺は大手道に接し、東門(開口のみ)を構え、南西隅に櫓が組まれていた。これらの建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

櫓の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

屏風櫓(南西隅櫓)

【桐の丸】

「正保城絵図」によると、周囲に石垣が築かれていた。地形上杉の丸よりも一段低くなっている。北辺は杉の丸南面の石垣に、西辺は大手道に接しており、北寄りに門(西門、開口のみ)を構えていたが、門跡の礎石は残っていない。南東隅と南西隅に櫓が組まれていた。宗門櫓は廃城後に払い下げられ、現在は江南市の個人宅に移築されている。その他の建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

桐の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

宗門櫓(南東隅櫓)／道具櫓(南西隅櫓)

【松の丸】

「正保城絵図」によると、桐の丸と大手道に接する北面以外は土塁となっていた。桐の丸よりも一段低くなっており、北面東側は桐の丸南面の石垣と接していた。北面西側は大手道に面し、門が構えられていた。南東隅と南西隅に櫓が組まれていた。松の丸門(北西隅)と松の丸裏門(北東隅)は廃城後に払い下げられ、それぞれ愛知県一宮市にある浄蓮寺と犬山市にある常満寺に移築されたと伝わる。松の丸門跡は礎石のみが残る。その他の建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

松の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

松ノ丸門(表門)(北西隅、大手道に面する)／松ノ丸裏門(北東隅)、巽櫓(南東隅櫓)／坤櫓(南西隅櫓)

【大手道】

大手道上には第一から第四まで4つの門があった。本丸の鉄門から南に下ると岩坂門(第一の門)、さらに南下し、桐の丸の南西隅櫓(道具櫓)のところでいったん西に折れ曲がる場所に黒門(第二の門)、黒門を出てすぐに南に折れて松の丸に突き当たり、さらに松の丸に沿って西に折れた先に矢来門(第三の門)、矢来門を出て、松の丸の西側の堀に沿って南に折れると城山の入口となり、そこに中門(第四の門)が設けられていた。これら4つの門は現存しないが、黒門は2箇所礎石が残っている。また、矢来門と黒門は廃城後に払い下げられ、それぞれ愛知県扶桑町にある専修院、愛知県大口町にある徳林寺に移築されたと伝わる。

また、中門を入れて大手道左手に城番のための風呂屋があった。遺構は残っていない。

【城山外縁部】

城山北麓

城山の北麓は木曽川畔になっており、木曽川に沿って東西に延びる石垣が築かれていた。その西端には水之手門があり、石垣上に水之手櫓があった。東側に行くと、途中に東谷門があり、さらに東に進むと、東端に丑寅櫓があって、その櫓の西側の石垣の中に埋門が設けられていた。

これらの建造物は現存しておらず、水之手櫓及び丑寅櫓の石垣が残存しているのみである。

城山東麓

城山の東麓は堀と土塁が南北に延び、途中の堀の中に馬出しが設けられていた。馬出しの西側に土塁が築かれ、その土塁上に石垣を築いて内田門が設けられた。その西側の、松の丸に至る道の入り口に榊門、内田門の南側に土蔵造の塩硝蔵、同じ平坦地の南端に虎口の石垣があり、虎口の門として清水門があった。この土塁の内側には侍屋敷や足軽屋敷があった。また、清水門を出ると、松の丸南面の水堀にぶつかり、その外側の道と接続するようになっていた。

これらの建造物は現存していない。また、この城山東麓部分は、明治期に郷瀬川が本来の城域に入り込む形で開削されたため、遺構が分断されており、残っていないものと思われる。現在の旧名鉄犬山ホテル敷地の西端は、馬出し周辺にあたる。

城山西麓

城山の西麓、本丸と縦の丸の山裾には堀があり、その南側の大手道を含めて、これらの西側には侍屋敷、足軽屋敷、馬場があった。また、西側の木曽川の河原に沿って築かれた石垣の北寄りには、埋門が設けられていた。

これらの建造物は現存していない。



図2.11 犬山城櫓・門配置図

犬山城白帝文庫歴史文化館編(2018)『図説犬山城 改訂版』公益財団法人犬山城白帝文庫

表2.6 犬山城門・櫓一覧(着色部分は移築された門・櫓)

位置	通 称	現存	現 所 在 地		基 礎	
			所有者	住 所	櫓台	礎石
大手道	中門	×				×
	矢来門	○	専修院	扶桑町柏森		×
	黒門	○	徳林寺	大口町余野		2
	岩坂門	×				×
本 丸	鉄門	×				×
	鉄砲櫓	×			○	×
	弓矢櫓	×			○	×
	千貫櫓	×			○	×
	七曲門	×				4
	大砲櫓	×			○	×
	多聞櫓	×			○	×
杉の丸	器械櫓	×			○	×
	御成櫓	×			○	×
	多聞櫓	×			×	×
桐の丸	宗門櫓	○	個人	江南市前飛保	○	×
	道具櫓	×			○	×
樅の丸	屏風櫓	×			○	×
松の丸	松の丸門	○	浄蓮寺	一宮市穂積		1
	松の丸裏門	○	常満寺	犬山市犬山		×
	巽櫓	×			×	×
	坤櫓	×			×	×
搦手路	東谷門	×				×
	水之手門	×				×
	水之手櫓	×			○	×
外縁部	内田門	○	瑞泉寺	犬山市犬山		×
	榊門	×				×
	清水門	×				×
	埋門(東)	×				×
	丑寅櫓	×			○	×
	埋門(西)	×				×
	西谷門	×				×
	大手門	×				×
	大手二之門	×				×

※その他運善寺(一宮市浅井町)山門も犬山城からの移築と伝わるが同定できていない。

エ 近世における石垣修理

犬山城の築城は天文6年(1537)といわれているが、犬山城の石垣がいつ頃から構築されたのかについては、詳細は不明である。近世以降、武家諸法度により、居城の石垣などを修復する場合には、老中から必ず許可を受けるように定められていた。近世における犬山城の石垣の修復は、犬山城主の成瀬氏により繰り返し行われており、修復許可の「老中奉書」は寛永7年(1630)から慶応元年(1865)のものまで31通が確認されている。このうち、城山に所在し、地上遺構と

して現存する石垣に関する修理は、享保13年(1728)の「尾張国犬山城絵図」(図2.12)および天保13年(1842)の「尾張国犬山城絵図」(図2.13)などに内容が記されている。



図2.12 「尾張国犬山城絵図」
享保13年(1728)
(犬山城白帝文庫所蔵)
(部分)



図2.13 「尾張国犬山城絵図」
天保13年(1842)
(犬山城白帝文庫所蔵)
(部分)

表2.7 近世における石垣修理の記録(『犬山城総合調査報告書』を一部修正)

奉書(許可状) 年月日			西暦	事象	被害状況または修理箇所 (修理許可状の日付による)
寛文8	4	30	1668		桐之丸櫓台之控土居并石垣崩候付而築直之土塁石垣新規築之櫓立直 石垣式ヶ所崩候付而築直之事同六ヶ所孕候付而築置
貞享4	10	14	1687		内田川原之方堀崩石垣孕
元禄3	10	4	1690	大雨	坤之方縦丸四間之櫓式間崩下石垣壹ヶ所崩式間残申候右櫓台之石垣高式間東北六間崩申候石垣下之土居南北七間下江式間半深サ八尺崩申候
元禄10	9	23	1697	元禄9(1696) 大雨	内田之方江続四間半ひらき申候石垣別条無之候 大手南之門北之方土居南北三間崩堀底江式間半深三尺崩込候
宝永5	2	7	1708	宝永4(1707) 地震	松之丸南方石垣式ヶ所未申之方櫓台石垣一ヶ所西方石垣一ヶ所式崩式押出候
正徳2	1	29	1712	宝永7(1710) 雷雨	北之方川手門際石垣壹ヶ所崩
正徳5	2	29	1715	正徳4(1714) 地震	松之丸西之方高堀下石垣崩壹箇処同処依西之方北之方石垣孕壹箇処同処堀西之方堀底迄崩壹箇処同所東之方石垣孕壹箇処三丸大手枡形内之門東之方石垣崩壹箇処同処大手外門際北之方石垣崩壹箇処
享保3	10	28	1718	地震	松之丸堀西之方亥壹ヶ所堀底迄堀幅五間式尺崩 三之丸大手枡形之門際南之方石垣壹ヶ所幅三間高壹丈壹尺崩
享保7	4	25	1722	風雨	松之丸南之方石垣壹ヶ所幅拾間孕申候 松之丸右之孕口ヨリ西之方石垣壹ヶ所幅拾間高五尺崩申候 松之丸西之方石垣壹ヶ所幅拾六間孕申候
享保13	10	28	1728	北風雨強	本丸北方堀下石垣壹ヶ所桐丸南方櫓下石垣壹ヶ所同東方櫓下石垣壹ヶ所同南方櫓下石垣より西之方堀下石垣迄壹ヶ所松丸南東方石垣壹ヶ所三丸大手二階門東方堀下石垣壹ヶ所同升形之内南東方櫓下石垣折廻壹ヶ所同冠木門内北方堀下石垣壹ヶ所同から堀橋台石垣東北方壹ヶ所式崩式孕候付而被築直事松丸南方石垣下土居壹ヶ所縦丸西方石垣下土居壹ヶ所桐丸南方石垣下土居壹ヶ所冠木門外北方から堀端壹ヶ所同西方から堀際壹ヶ所崩候桐丸櫓取除石垣築直如元建置事
享保17	6	3	1732	享保16(1731) 地震	松之丸西之方堀下石垣高壹間幅式拾間四尺之内式間崩拾八間四尺孕申候 同処西之方石垣下土居高四間幅拾八間崩申候 三之丸大手二階門西之方堀下石垣高式間幅五間孕申候 同処門内東之方堀下石垣高式間幅五間半孕申候 同処門外西之方堀下石垣高式間幅三間半孕申候 同処冠木門外南之方から堀端幅拾壹間堀底江三間半崩申候 同処続西之方から堀端幅拾四間半堀底江五間なだれ申候 同処西之方から堀端幅六間堀底江五間なだれ申候 同処続西之方から堀端幅式拾間堀底江五間なだれ申候

奉書(許可状) 年月日			西暦	事象	被害状況または修理箇所 (修理許可状の日付による)
宝暦4	7	21	1754	年々 地震風雨など	本丸南之方二階門際塀下石垣壱ヶ所高三間幅六間四尺孕候
安永9			1780	—	松之丸石垣三ヶ所見孕候
享和2			1802	大雨	松之丸辰巳之方櫓下石垣東平南江付高二間幅壱間三尺孕申候 同処石垣南平東江付高貳間幅貳間三尺孕申候 同処石垣下土居高八間なだれ申候
享和3			1803	大雨	松之丸辰巳之方櫓下石垣東平南江付高貳間幅壱間三尺孕申候 同所石垣南平東江付高貳間幅貳間三尺孕申候 同所石垣下土居高八間なだれ申候
文化4	9	16	1807	—	松之丸辰巳之方櫓下東石垣高貳間幅壱間三尺孕申候 同所南之方石垣高貳間幅貳間三尺孕申候 同所石垣下土居高八間幅八間なだれ申候
文政2	11	5	1819	—	三之丸南之門外橋下石垣拔落松之丸未申之方櫓下石垣 所々孕埋門北之方石垣練塀共拔落候
天保13	11	7	1842	余坂村から出 火し松之丸、 櫓、門などが 焼失	松之丸櫓式箇所桐之丸櫓式箇所樅之丸櫓台壱箇所右櫓附高 塀過半門三箇所三之丸ニ而高塀等焼失仕右櫓附之石垣餘 多焼損仕外ニ松之丸門壱箇所前以破損有之候処火事ニ而猶 更敗壞仕同所石垣并三之丸高塀下石垣孕場所茂有之候
嘉永元	6	4	1848	大雨	埋門北之方石垣高一丈三尺幅四間四尺五寸練塀共拔落申候
嘉永3	11	18	1850	大雨	松之丸土居幅五間四尺高拾壱間深三尺敗壞練壁壱間四尺 響割申候 同所南之方石垣長七間貳尺高四尺土居幅七間貳尺高八間 四尺深八尺練壁長七間貳尺敗壞同長三間半響割申候同所 西之方石垣長拾壱間四尺高五尺土居幅拾貳間四尺高七間 深四尺練壁長拾壱間四尺敗壞同右之方長四間半同左之方 長参尺響割申候
万延2	1	9	1861	万延元(1860) 強風	松之丸東南之方土居壱ヶ所同断西之方土居壱ヶ所并石垣 長四間五尺五寸高五尺練塀共三之丸北外構石垣長貳拾間 四間貳崩式孕候
慶応元	7	19	1865	—	松之丸東南之石垣長五間高九間崩櫓相傾申候

3 天守関係の既往調査・研究

天守に関する建築関係の既往調査結果を記す。ここでは昭和期の解体修理の『国宝犬山城天守修理工事報告書』(国宝犬山城天守修理委員会 1965)と『犬山城総合調査報告書』(犬山市教育委員会 2017)を主な参考資料とする。

(1) 天守の建築概要

天守は地上(石垣上)三重四階、地下(石垣内部、穴蔵)二階で、一重目と二重目の入母屋造の屋根の上に三重目の望楼をのせた望楼型である。一重目の南面東端及び西面北端に附櫓が付く。二重目の大入母屋の小屋組内に床(三階)を設けている。石垣の高さは地盤より土台下端まで5.310mで、総高が地盤より棟瓦上端まで24.103mである。内部の平面構成は次のとおりである。

表2.8 天守の平面構成

天守各階	平面構成
地下二階 (穴蔵)	三方石垣、南側に出入口、南側東寄りに階段を設ける。 面積：16.511㎡
地下一階 (穴蔵)	三方石垣、南側に窓、中央部東寄りに階段を設ける。 面積：21.735㎡
一階	東面側柱筋が石垣にあわせて南に開いた不等辺四角形平面である。幅2間(東入側の南面のみ3間)の入側(武者走り)を廻らし、内側の桁行5間、梁間4間を4室(第一の間、第二の間、上段の間、納戸の間)に間仕切る。南西隅の上段の間は床を一段高く張り、畳敷きとする。南側入側東寄りに階段を設ける。 桁行：南面東西10間 柱真々18.132m、北面東西9間 柱真々16.238m 梁間：南北8間 柱真々15.150m 面積：260.353㎡ (東南附櫓) 桁行：東面南北2間 柱真々3.818m、西面南北2間 柱真々4.287m 梁間：東西2間 柱真々3.757m 面積：15.225㎡ (北西附櫓／石落しの間) 桁行：東西1間 柱真々1.894m 梁間：南北2間 柱真々3.788m 面積：7.174㎡
二階	四周に幅2間の入側(武者走り)を廻らし、その内側の桁行東西5間、梁間南北4間は1室(武具の間)とする。南入側東寄りに階段を設ける。武具の間の東面南北両端間、西面南北両端間、南面西端間及び東端階段脇間に、それぞれ壁を設ける。他の柱間は開放で、北面西から第2間を除く各柱間、及び東西面全面の内側に2段の武具棚を設ける。 桁行：東西9間 柱真々16.238m 梁間：南北8間 柱真々15.150m 面積：246.006㎡
三階	三階は大入母屋の小屋組内に設ける。西側北寄りに階段を設ける。東西面の外に破風の間、そして南北面の外に唐破風の間が突出する。 桁行：南北4間 柱真々7.545m 梁間：東西3間 柱真々6.605m 面積：49.835㎡、延面積：81.936㎡ (破風の間) 桁行：東西1間半 柱真々2.727m 梁間：南北2間 柱真々3.772m 面積：20.572㎡ (唐破風の間) 桁行：南北半間 柱真々1.303m 梁間：東西3間 柱真々4.424m 面積：11.529㎡
四階	高欄の間と呼ばれる。外部四周に高欄付の縁を廻らす。 桁行：南北4間 柱真々7.545m 梁間：東西3間 柱真々6.605m 面積：49.835㎡

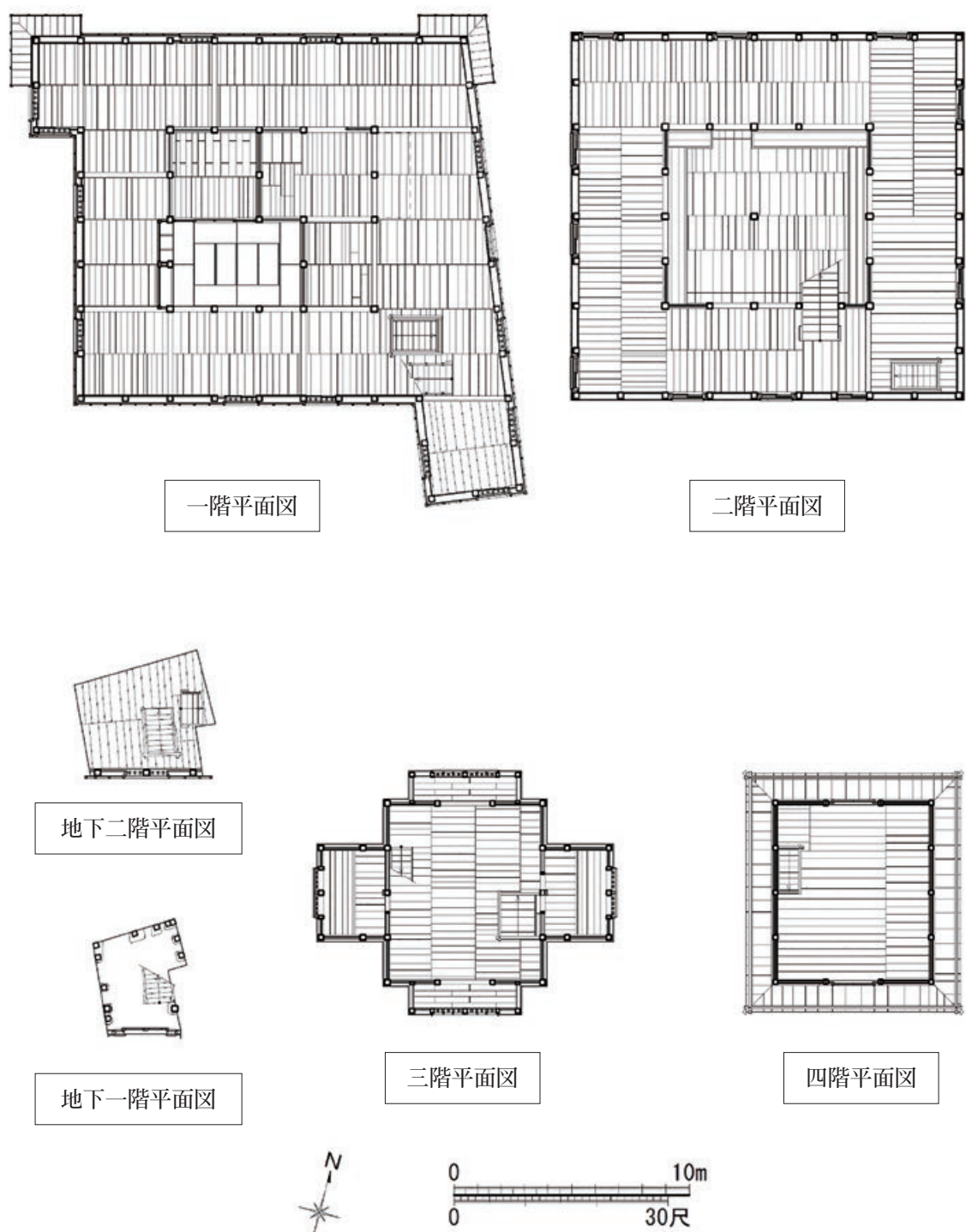


図2.14 天守各階平面図

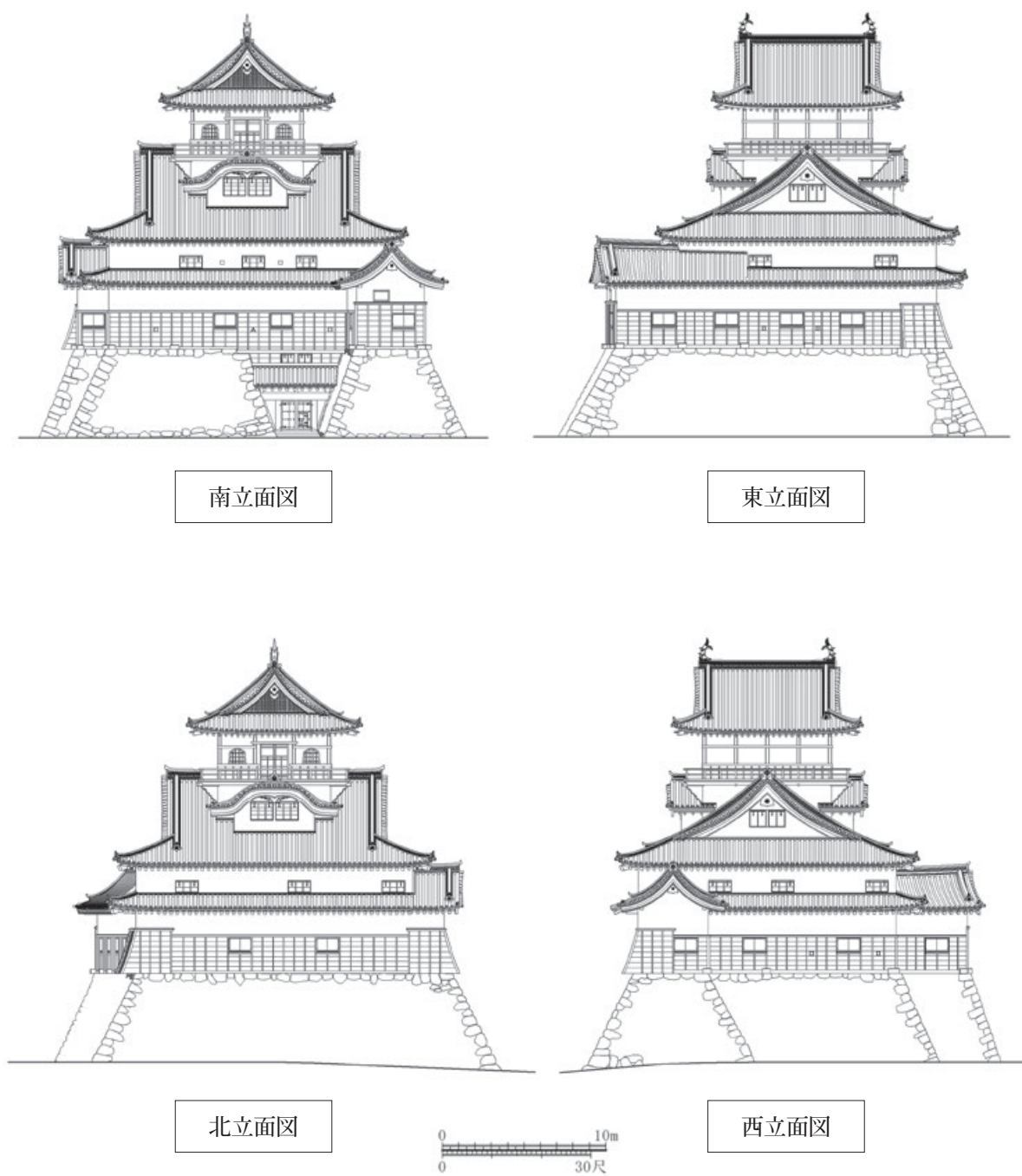


図 2.15 天守各面立面図

(2) 天守の建築形式

犬山城天守は前期望楼型天守の特徴を備え、特に二重目までの創建部分は現存天守の中でも古く、近世城郭史上重要な建築である。

表 2.9 天守の建築形式

構成部	建 築 形 式
石垣	自然石・粗加工石の乱積・布積。昭和期の解体修理の際、現存する部分の旧手法から、当初の石垣は反りのない直線式の積方であると認めた。また、天守の一階平面が矩形でなく、不等辺四角形平面になるのは石垣構築技術が未熟な前期望楼型天守の特徴のひとつであると指摘されている。
屋根	一重目：腰屋根、本瓦葺 附 櫓：切妻造、本瓦葺 二重目：入母屋造、本瓦葺、南北に唐破風、本瓦葺 三重目：入母屋造、本瓦葺、二重目の屋根の大棟の方向と異なる。 *昭和期の解体修理の際に、庇屋根などの納まりの観察より、二階造り時代の屋根は「瓦屋根以外の板葺あるいは柿葺等が適当である」と指摘されている。
外壁	一重目：総塗込大壁造、表面腰部縦棧付下見板張(墨塗)、上部白漆喰塗 二重目：総塗込大壁造、白漆喰塗 三重目：真壁造、表面腰部縦棧付下見板張(墨塗)、上部白漆喰塗
軸部	井楼式通柱構法で構築されている。詳しくは「第2章 第3節3 (4)天守の架構技術」を参照。
内装	地下二階が土間であり、その他の床は板張りとする。一階の上段の間の床は一段高く張られて、畳敷きとする。四階の床は全面カーペット敷きとする。 天井は基本的に根太天井であり、上段の間と四階のみが棹縁天井とする。 上段の間は押し板・棚・帳台構の座敷飾を備えた書院造の室内意匠としており、江戸時代(文化頃)の改造である。
装置	一階の北東隅、北西附櫓の北西隅に石落しを付ける。 三重目の周囲に高欄付の縁を廻らす。
建具	一重目：腰部に格子窓、外部外両開き戸、内部障子片引き戸(一階附櫓高窓) 二重目：格子窓、外部突き上げ戸、内部障子 三重目：南北両面の中央に外開き棧唐戸、その両側に化粧花燈窓

(3) 天守の構築

昭和期の解体修理時に行われた調査の結果、天守は以下の順番で構築されたことが明らかになった。

- ① 天守の一・二階にあたる二階造り主屋の部分は移築の痕跡がなく、当初は二重、二階で創建された。形式と手法から見て室町末期の建立と推定される。(望楼の有無は判定できない)
- ② その後、三重目(三・四階)が増築された。三・四階に移築の痕跡がなく、ほとんど新材

で建てられた。様式、手法から見て、慶長初年頃のものとは推定される。

- ③ 南北面の唐破風が付加された。二重目屋根の破風と妻壁位置を前方に出し、大棟の位置を下げて、三重目の周囲に縁と高欄が廻らされ、現在の姿になった。

(4) 天守の架構技術

天守は「井楼式通柱構法」の特徴を示している。「井楼式通柱構法」とは、側柱及び入側柱を中心に二階分ずつ通柱を配して、その上に梁を井桁に組み、これを一つの構造単位として、二～三単位を重ねる構法である。犬山城天守の場合は、一・二階と三・四階それぞれ二階ずつの構造単位を二段重ねている。また、天守の一階の側柱筋は二階の側柱筋より東に振れ、腰屋根の勾配も捻じれることになるため、垂木の反りを1本ずつ変えることによって、この捻じれを解消している。

(5) 天守の木材加工法

天守の柱の表面には多様な加工痕が残っている。天守の創建部分に当たる一・二階に、古来の打ち割り法や、14世紀頃に中国から伝来した大鋸挽痕と台鉋痕まで、多様な木材加工法のパターンを表す。一方、増築部分に当たる三・四階部分に、主に台鉋による木材加工法を表し、その平滑な仕上げは一・二階の粗い加工痕と対照的である。今後木材の年輪年代の調査結果と合わせて考察することで、さらに木材加工法の発展段階が明白になることも期待できる。

第4節 計画対象範囲の周辺環境

1 自然的環境

(1) 位置

犬山市は、愛知県の北西部に位置し、東経136度56分39秒、北緯35度22分43秒にあり、東西約12.3キロメートル、南北約12.6キロメートルに広がる、総面積74.90平方キロメートルの市である。

北は木曽川を隔てて岐阜県各務原市、東は岐阜県可児市・多治見市、南は愛知県小牧市・春日井市と西は扶桑町・大口町と隣接している。市域の北部を流れる木曽川は全長約230キロメートルの一級河川であり、岐阜県との県境をなしている。特に流域の中で可児市から犬山市までの区間は、木曽川沿岸の風景がヨーロッパ中部を流れるライン川の絶景に似ていることから、大正2年(1913)に地理学者の志賀重昂により「日本ライン」と命名された。木曽川は犬山市から濃尾平野に向かって流れ、平野を潤しながら長良川、揖斐川とともに伊勢湾に注いでいる。

市域の東部には標高約130メートルから200メートルの愛岐丘陵が、西部には木曽川の運んできた砂礫によって形成された大規模な犬山扇状地が広がる。愛岐丘陵と犬山扇状地との間には、「犬山台地」と呼ばれる標高約40メートルから80メートルの台地が広がり、その台地上に犬山市街地が発達している。

史跡犬山城跡は、木曽川沿いに接する標高約85メートルの通称「城山」と呼ばれる独立した丘陵を中心とし、その南側に城郭が形成されている。山頂部分に天守を構え、その背後は木曽川まで落ちる断崖となっている。

(2) 地理・地形

犬山市東部の城東地区の東半分と池野地区は丘陵地帯(愛岐丘陵)となっており、それを挟むように北に美濃山地、南に尾張三山をはじめとする尾張山地が広がっている。城東地区の西半分と楽田地区、羽黒地区、犬山地区は標高30～50メートルの扇状地および河岸段丘上の台地で平坦地となっている。丘陵地帯と平坦地との中間部は里山になっている。山地と平野では地質が大きく異なり、山地は中・古生代の地層や、それらに貫入してきた火成岩からできている。これらの地層は完全に固結していて、非常に硬い。一方、平野は新世代の地層からできているので、堆積してから固まるまでに十分な時間が経っておらず、あまり硬くない礫や砂で構成されており、「小牧・犬山段丘堆積物」と呼ばれている。

史跡犬山城跡が立地する通称「城山」は、木曽川沿いに接する標高約85メートルの独立した丘陵を中心とし、その南側に城下町を含む城郭が形成されている。「城山」は山地に属し、赤褐色を呈するチャートと呼ばれる岩石の地層で構成されている。チャートは火打石にも使用される非常に硬い岩石であり、風化に強く、地層の年代から「美濃帯中・古生層」と命名されている。

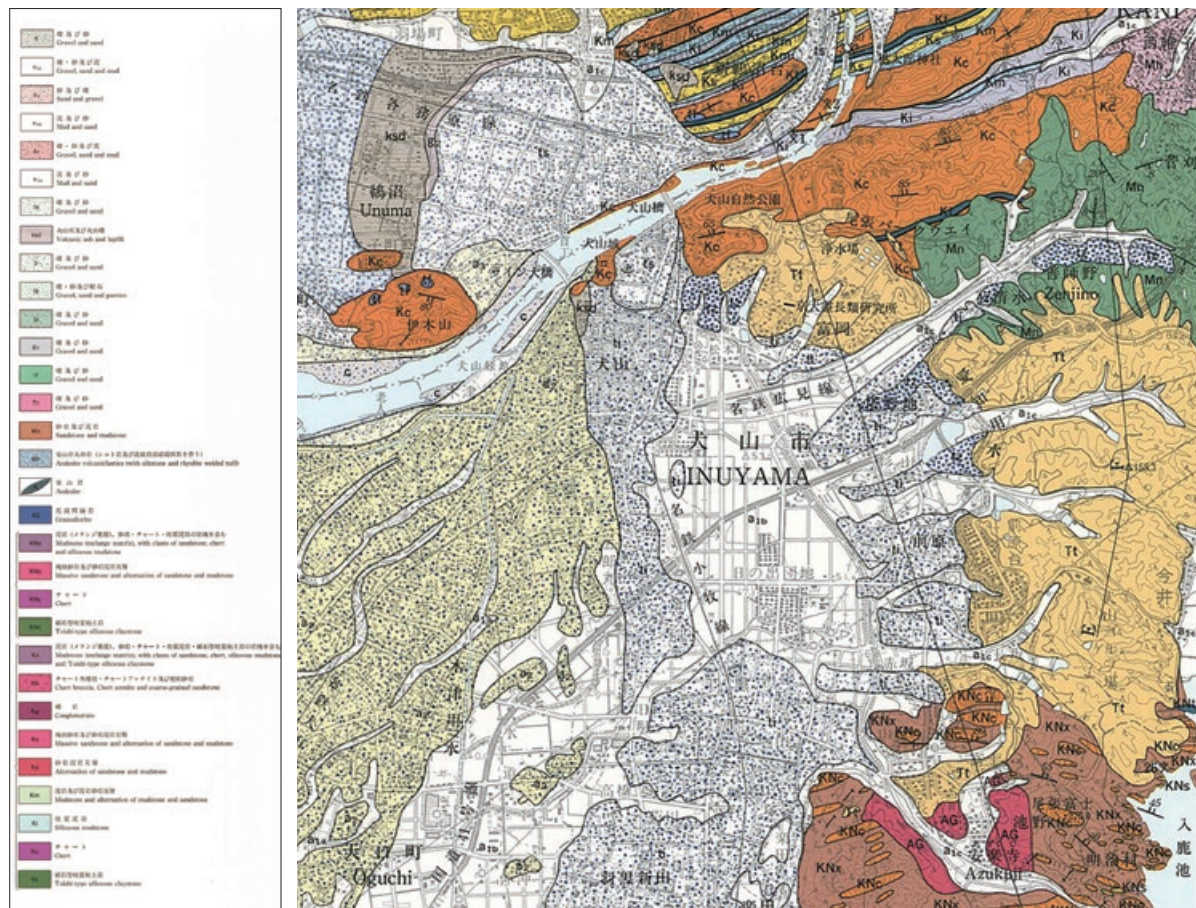
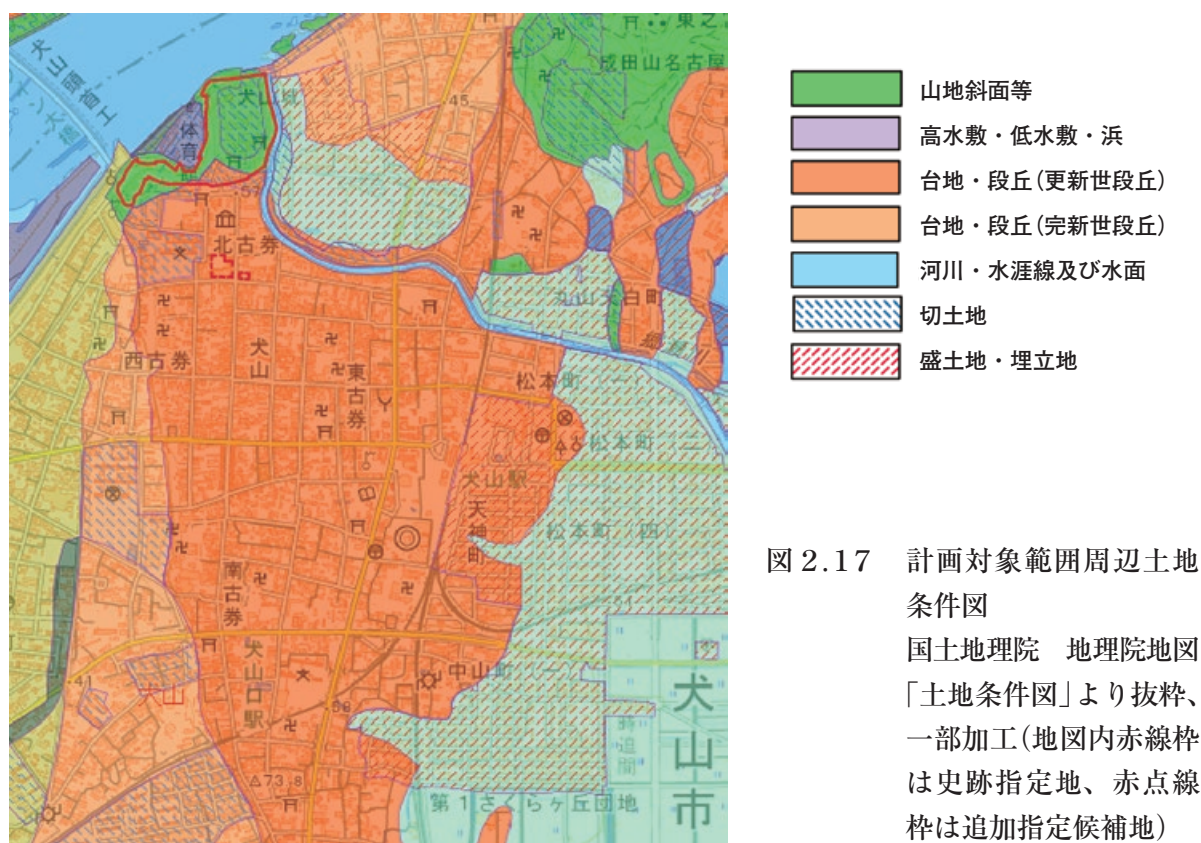


図2.16 計画対象範囲周辺地質図

(地質調査総合センター 地質図表示システム 地質図Navi、
「5万分の1地質図 岐阜」より抜粋、一部加工)



(3) 植生

犬山市域総面積74.90平方キロメートルのうち、森林面積は33.82平方キロメートルで、総面積の約45パーセントを占めている。このうち、22.14平方キロメートル(64.6パーセント)は「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」である地域森林計画対象民有林で、人工林は3.8平方キロメートル(17パーセント)である。

犬山市域の植生の種類は、平坦地に主としてスダジイ林、比較的高位置にツブラジイ林が成立している。史跡指定地一帯は森林法による保安林制度の下、保安林指定区域(風致保安林)に指定されており、スダジイの代表的な残存林である。この森林は極相と考えられる自然林で、生態学的に貴重な歴史的遺産である。この風致保安林地区の延べ面積は0.42平方キロメートルである。また史跡指定地には、地域森林計画対象民有林もある。

平成27年度(2015)、令和元年度(2019)、令和2年度には史跡指定地を対象にした樹木調査が行われている。史跡指定地のうち、城山外縁部と三光寺山を対象に作成した相観植生図(図2.21)では、アラカシ、シラカシ、スダジイの優占するシー-カシ林が広範囲を占めていた。シー-カシ林は、局所的に分布するムクノキの優占する落葉広葉樹林とともに自然性の高い植生に位置づけられる。また、史跡指定地内(立ち入り不可の急崖地を除く)の成木(高さ2.0m以上)と稚樹(高さ1.5m～2.0m)を対象に実施した毎木調査では、アラカシ(1,437本)、ヤブツバキ(802本)、ヤブニッケイ(639本)、カナメモチ(405本)、モチノキ(338本)、ムクノキ(286本)など計63種6,082本の樹木が確認された。城山外縁部や三光寺山に生育する樹木は自然性の高い植生を構成し、かつ城山の景観を形成する重要な要素の一つであるとともに、斜面の安定性の維持に寄与している。

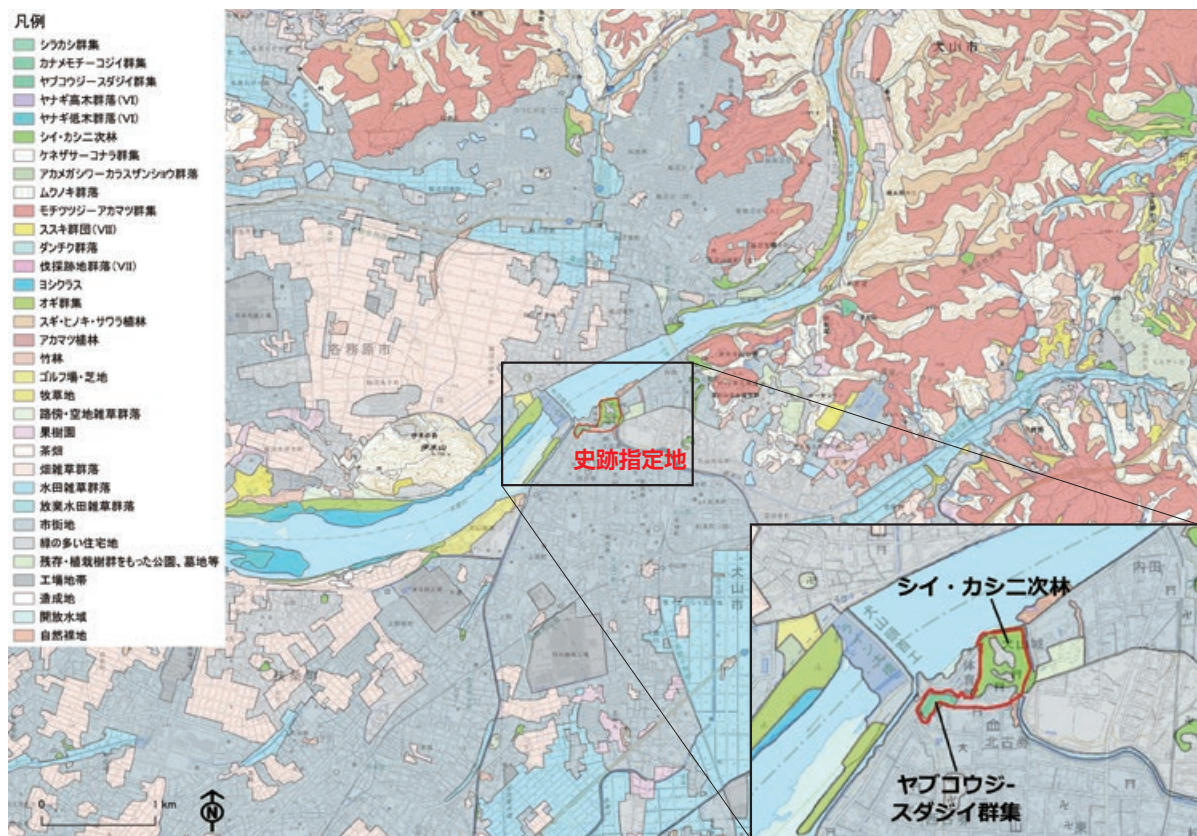


図 2.18 犬山市の植生環境(植生調査二次メッシュ533607情報より抜粋、一部加工)



図 2.19 史跡指定地(城山外縁部、三光寺山)の相観植生図(令和2年度犬山城樹木調査)

2 歴史的環境

(1) 古墳時代以前

犬山に住みついた古代の人々は、東部の南北に連なる小高い山と北東から流れる木曽川によって形作られた扇状地の山の麓や川に沿って住み、狩や稲作をして生活をしていたと考えられている。実際、市域の北部で木曽川沿いに接する標高約85メートルの通称「城山」と呼ばれる独立丘陵の南西約400メートル地点に材木町遺跡が存在し、旧石器時代の遺物が発見されているが、人家が立ち並び、遺跡の詳細な範囲については不明である。また、木曽川南岸近くの上野遺跡からは市内最古の土器とされる押型文土器が出土しており、木曽川がもたらした肥沃な大地に、人々の暮らしが早くから営まれていたことが推定される。

古墳時代には市内に多くの古墳が築造された。代表的なものとしては、木曽川を臨む白山平山の山頂にある、全長約72メートルの前方後方墳である史跡東之宮古墳が挙げられる。3世紀後葉から4世紀初頭にかけて築造されたと推定され、愛知県下では最古級の前方後方墳といわれている。昭和48年(1973)の発掘調査では、竪穴式石槨や豊富な副葬品が出土している。ほかにも木曽川沿いには、多くの古墳(群)が点在していたことが確認されている。また、楽田地区にある史跡青塚古墳は全長123メートルの前方後円墳で、愛知県下2番目の大きさを誇る4世紀中頃の古墳とされている。

(2) 古代～中世

市内に残る「西三条」「東三条」の地名は、律令制下における条里制の名残とされている。羽黒地内には当時の地方行政の末端組織である「郷」として、市内で唯一確認できる小弓郷があり、この地は後に丹羽郡司を代々務めた棕橋氏から藤原道長に寄進された。これが荘園「小弓荘」となり、その後近衛家に相伝されたことから、近衛家所領目録(建長5年(1253))にもその記述が見られる。

文明元年(1469)には、越前国・尾張国の守護斯波義敏の命により、織田広近が小口城から犬山に移り、木ノ下城を築城し、城主となった。天文6年(1537)に木ノ下城主・織田信康が犬山城を築き、その際、白山平に針綱神社を遷座させた。

また、羽黒においては、源平合戦で名を馳せた源頼朝の重臣、梶原氏の子孫である梶原景義が天正10年(1582)に本能寺の変で討ち死にするまで、梶原一族によって治められた。天正12年の小牧長久手の戦の際に、豊臣秀吉の命により修復され、堀尾吉晴や山内一豊などが守備した羽黒城の城跡が現在も残るなど、中世における武士たちの盛衰を垣間見ることができる。

また、中世の羽黒の金屋地区では、鋳物づくりが発達した。この地区には、職人集団が銅の地金から梵鐘や仏像などを鋳造した歴史がある。

(3) 近世

犬山は、天文6年に犬山城を現在の地に構えることにより形成された「惣構え」と呼ばれる城下町によって大きく発展した。また、軍事上の拠点であり、材木の中継地や荷物の発着場となる湊を有し、尾張と美濃を結ぶ陸上交通の要地でもあった。

犬山城は築城後、何代か城主が変わり、文禄4年(1595)から慶長5年(1600)までは石川光吉、慶長12年までは小笠原吉次、慶長17年までは平岩親吉、元和3年(1617)に尾張藩付家老の成瀬正成が入城し、以降明治4年(1871)まで成瀬家の居城であった。

石川氏治世下の慶長5年(1600)に、現在の城郭部の整備が開始されたと考えられる。

成瀬家初代城主正成が徳川秀忠(2代将軍)から犬山城を拝領した後、2代城主成瀬正虎は針綱神社の祭礼、犬山祭の基礎を作った。また、城の大手門から南へ延び、名古屋へ通じる街道、犬山街道を開いた。さらに、万治3年(1660)頃には、鵜匠に操られた鵜が、灯された篝火の下で鮎を獲る独特の漁法である「鵜飼漁」が本格化した。

3代城主成瀬正親は寛文4年(1664)に城下を囲む堀と土居を整備して町の要所に木戸と虎口を設けたり、犬山町年寄を任命する等、町政制度を整備した。この時期に犬山城の構えがほぼ完成したといわれている。

4代城主成瀬正幸は祖先を祭神とする相生神社を創建し、城下町の防火体制を作った。現在、犬山城の南西にある犬山神社は、正幸が創始した相生神社に始まるものである。また、正幸は犬山城の本丸から北の木曾川岸へ下りる七曲口を固めたとされている。こうして、代を重ねるごとに、犬山城下町が成瀬家の在所として形成されていった。

成瀬家の御殿は最初、松の丸にあった。3代正親は本丸にあった御殿を松の丸に移し、松の丸の御殿を三の丸に移して西御殿を造った。この西御殿は成瀬家の住居であると同時に政庁となった。5代城主正泰が西御殿の西側に三光寺御殿を造営し、それ以降は西御殿が政庁、三光寺御殿が成瀬家の住居としての性格が強くなった。

城下町は石川光吉や小笠原吉次の時代には既に町の原型ができていたといわれ、町としての原点は近世以前に遡る。町の中央部に町人地を配置し、それを取り囲むように武家地を配置しており、町全体は土居や堀で取り囲まれていた。公益財団法人犬山城白帝文庫所蔵の、天和元年(1681)に作成された「尾張国犬山城絵図」にもその様子が描かれている。

また武家屋敷は土居や堀で囲まれた惣構え内の周縁部にあり、それに取り囲まれるように配置された町人地は東六町・西六町よりなり、全体を犬山十二町と呼んだ。寺内町には南の防御拠点として浄土真宗四か寺を集中して配置したといわれている。

(4) 近代・現代

明治元年(1868)、尾張藩から独立して犬山藩が誕生した。翌、明治2年には版籍奉還がおこなわれ、第9代城主成瀬正肥は太政官政府から犬山藩知事に任命された。このとき藩庁は旧西御殿に置かれ、三光寺御殿が知事屋敷となった。明治4年には廃藩置県が実施され、藩は廃止、犬山県が誕生した。犬山県は同年、名古屋県に吸収され、明治5年に県名が愛知県に改称された。

版籍奉還後、全国の城郭のなかには、維持費削減のために櫓や門などを払い下げたり、取り壊す藩が出てきた。犬山城についても「天守県庁見分」がおこなわれ、入札による払い下げの方針が出された。明治6年、太政官達により、陸軍が軍用財産として使用する城郭陣屋(存城)と大蔵省に引渡し、売却用財産として処分する城郭陣屋(廃城)に分けられた結果、犬山城は「廃城」となり大蔵省管轄のもと、建物と地所に分けられ、売却あるいは取り壊しの対象となった。最終的には犬山城天守は歴史的にも有名な城であるとされ、取り壊しを免れたが、天守以外はほとんど取り壊されるか、城門などは寺等に払い下げられ、移築された。明治8年、内務省は城郭一帯の地所と天守を「犬山町全区之公園」としてその保存を土地の人民に任せることを指示し、土地の利用区分を明らかにすることを愛知県に求めた。指令を受けた愛知県は、旧城郭のうち11,106坪を公園地とし、そのうち1,268坪を針綱神社遷座地とした。また周囲の山林3,120坪を従

前のまま保存するとし、公園の風致を守るための土地とされた。同年7月には、犬山城域を敷地とした公園(稲置公園)が設置された。明治15年(1882)に針綱神社が公園地内に遷座して、公園化計画が完成した。

天守については、明治9年から正式に一般公開が始まり、天守の修繕費に加えるために拝観料を徴収した。

明治24年10月28日早朝、マグニチュード8.0の濃尾地震が発生、犬山城内の被害も甚大であった。この未曾有の大災害に対しての修復事業は財政上困難を極め、また修繕のための募金も思うように進まなかったことから、愛知県は明治28年に、旧藩主成瀬家に条件付で無償譲渡を決定した。この際、①天守や石垣等などの破損箇所は速やかに修復して永久に維持し、②樹木を濫りに伐採しないこと、③修復修繕後も保存を怠らないこと、④世襲財産に編入することの条件がつけられた。天守は成瀬氏や当時の地域住民の寄付金等により修復され、犬山城の管理にあたっては、「犬山旧藩主 子爵 成瀬正肥」の名で「犬山城地管理規程」が作られ、諸事は成瀬家の指揮を受けて決定されることになった。これ以降、平成16年(2004)まで個人所有の城となった。

昭和6年(1931)に名勝木曾川の一部として犬山城の土地が指定を受け、昭和10年には天守が国宝保存法によって国宝の指定を受けた。その後、法律の改正により同27年3月29日には文化財保護法により国宝に指定された。

昭和36年には本格的な大修理(昭和の大修理)がおこなわれることとなり、石垣を含めた解体修理が始まり、昭和40年に竣工した。この昭和の大修理とともに管理体制が整備され、同年7月1日付で犬山市が文化財保護法第32条の2による管理団体に指定され、日常管理をおこなうことになった。犬山城の管理については、管理団体としての犬山市の附属機関として犬山城管理委員会、犬山城城郭調査委員会、犬山城修理委員会が設置されている。

3 社会的環境

(1) 人口・産業・観光

史跡指定地の位置する犬山市は、愛知県の北西部に位置し、昭和29年4月に犬山町、羽黒村、楽田村、城東村、池野村の5つの町が合併し、誕生した。市域は5つの地区(犬山、羽黒、楽田、城東、池野)に分けられ、総人口は73,665人(令和2年(2020)3月31日現在)である。

犬山市の人口は、平成21年の75,864人をピークに減少傾向に転じ、令和42年には約51,000人まで減少するものと推計されている。人口構成を年齢別に見ると、年少人口(0歳～14歳)と生産年齢人口(15歳～64歳)がともに減少傾向にあり、65歳以上の老年人口は年々増加している。将来、より一層少子高齢化が進むことが予測されている。

犬山市の産業別就業者の割合は、平成27年度の国勢調査によると、就業者35,015人のうち、農林水産業などの第一次産業415人(1.2パーセント)、食料品や各機械器具製造業などの第二次産業12,192人(34.8パーセント)、そして卸売業・小売業やサービス業などの第三次産業21,235人(60.6パーセント)となっている。第三次産業に従事する就業者の割合が、近年の観光客の増加に伴い増加傾向にある。

本市と他圏域を結ぶ交通機能としては、国道と鉄道が整備され、交通至便の地となっている。道路網は国道41号が市域のほぼ中央を東西に走り、名古屋市を起点として、岐阜・富山方面を結び、また東名・名神高速道路、中央自動車道のインターチェンジが至近にある。鉄道網は、

市内に7つの駅を配し、名鉄犬山線・小牧線により名古屋まで約25分で結ばれるほか、名鉄各務原線により岐阜市と約25分で結ばれている。このように、犬山市は日本の三大都市圏である中京圏を形成する名古屋市から約25分という立地にあることから、名古屋都市圏のベッドタウンとしても機能している。また名鉄広見線が犬山市を起点として可児・御嵩を結び、名鉄犬山線とJR高山本線を連絡して高山方面に通じるなど、利便性の高い地域になっている。

また、犬山市内には犬山城のほかにも、日本ライン(木曽川)や日本モンキーパーク、博物館明治村、野外民族博物館リトルワールドなどの観光施設が多数立地しているため、犬山線は観光路線としての性格も有しており、観光客の利便性にも役立っている。

(2) 関係法令・条例等

ア 文化財保護法

文化財保護法は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的」(第1条)とした法律である。

この法律では、「文化財の所有者およびその他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない」と定められている。

史跡、天守のいずれについても現状を変更する際、またはその保存に影響を及ぼす行為をおこなう場合には文化庁長官の許可を受けなければならないとされ、その権限に属する事務の一部は、史跡の管理団体である犬山市が行うとされる。

また、史跡指定地は、「名勝木曽川」の指定範囲の一部でもある。現状変更行為については、高さ、色彩および植栽などにも配慮し、名勝地の景観を著しく損なうものは認められない。

【名勝木曽川】

指定年月日：昭和6年(1931)5月11日

所在地：犬山市、可児市、加茂郡坂祝町、各務原市

指定基準：十. 山岳、丘陵、高原、平原、河川、六. 峡谷、瀑布、漢流、深淵

指定説明：美濃國土田村ヨリ尾張國犬山町ニ亘レル峡谷ニシテ木曽川ノ一部其ノ絶勝ノ尤ナルモノナリ古生層ノ角岩ヲ以テ構成セラル■谷林木ノ幽致ハ湍瀨岩礁ノ奇趣ト相待チ更ニ犬山城ヲ点景トシ遊覧ニ利便多キ特色アル一勝區ヲ成ス

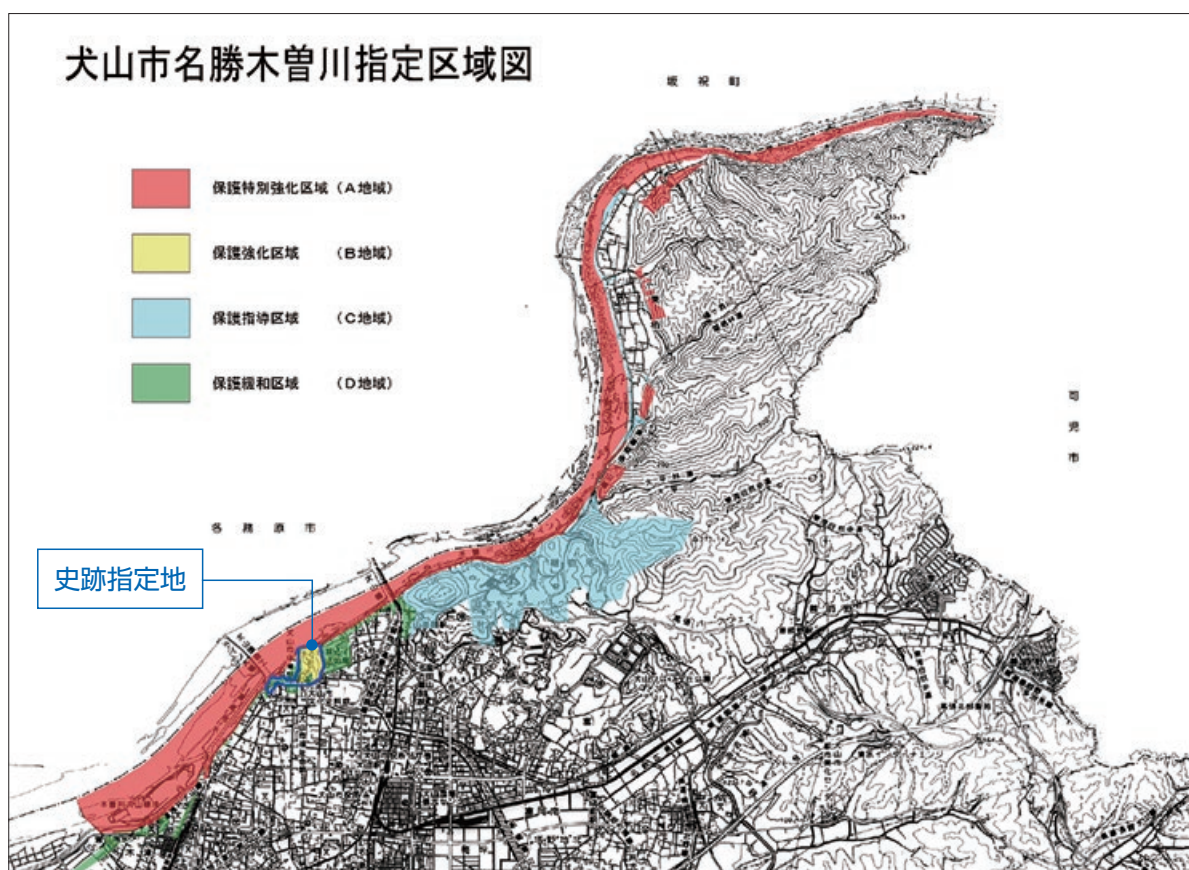


図 2.20 「名勝木曽川」指定区域図
(犬山市教育委員会歴史まちづくり課作成)

イ 都市計画法

都市計画法は、『都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的』(第1章「総則」、第1条「目的」)とした法律である。

犬山市全体は都市計画区域に指定されており、都市計画区域内における都市施設(道路・公園等)、各種地域地区(用途地域等)、地区計画の決定、変更を行っている。

(ア) 区域区分(市街化調整区域)と地域地区(用途地域)

史跡指定地の一部(城山エリア)は、現在の土地利用を維持し、市街化を抑制するものとして、都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されている。また、城山エリアと犬山丸の内エリアの間にある、旧犬山市体育館跡地は「第1種住居地域」、史跡指定地南側の「追加指定候補地」は、「近隣商業地域」に指定されている。

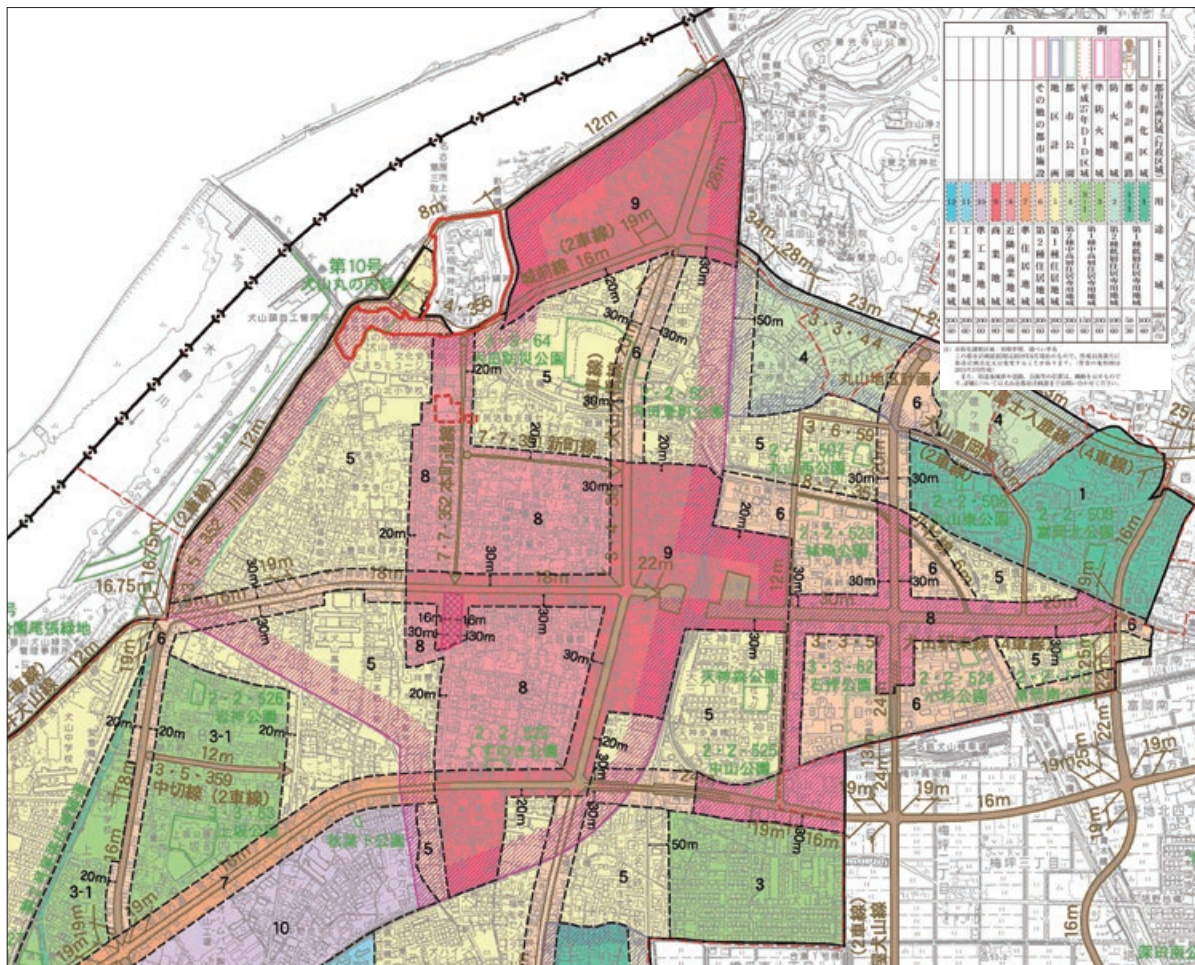


図2.21 計画対象範囲周辺の用途地域図(一部加工)

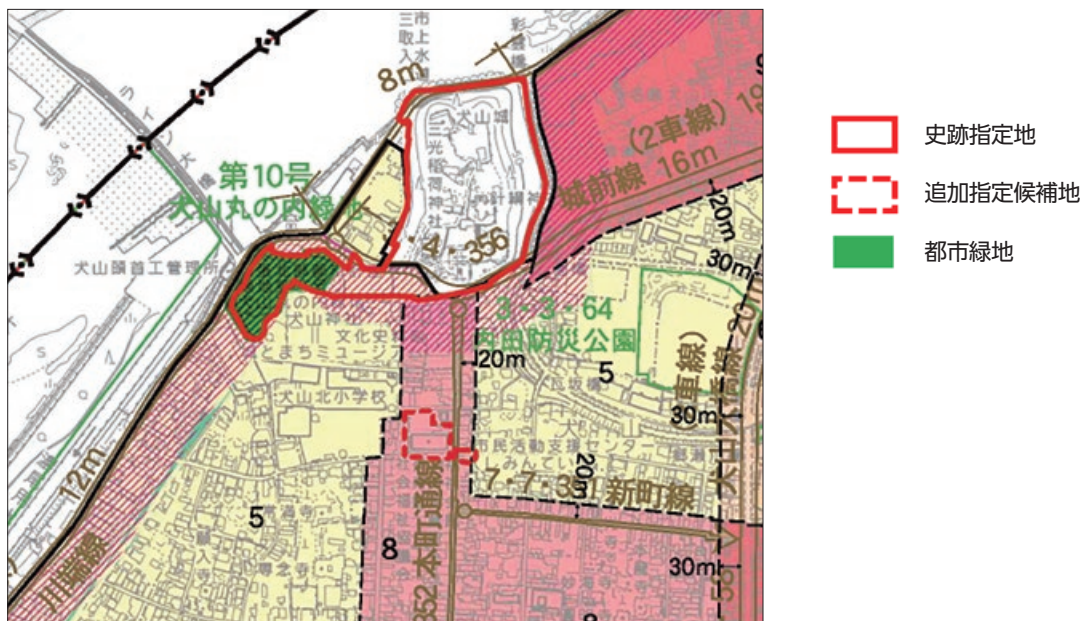


図2.22 図2.21の拡大図(加工)

(イ) 準防火地域

城山エリアを除く史跡指定地は「準防火地域」に該当する。「準防火地域」とは「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」を指す。「準防火地域」内の建築物については、用途により柱や屋根など、内・外装に一定の規制が発生する。

(ウ) 都市計画道路

史跡指定地の一部は、都市計画道路(城前線及び川端線)として決定された範囲に含まれているが、道路整備により史跡の保存に影響を与える恐れがあるため、現在、廃止に向けた検討を進めている。

ウ 都市公園法

都市公園法に基づき、地方公共団体または国が設置する公園または緑地を「都市公園」と呼ぶ。史跡指定地の一部は、「犬山丸の内緑地」として都市計画決定されており、「都市緑地」として、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設置されている。「都市緑地」は1箇所あたり面積0.1ヘクタール以上を標準として配置するよう決められており、「犬山丸の内緑地」は0.9ヘクタールの面積を有する。

エ 森林法：風致保安林

森林法は、「森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的」(第1条)に、昭和26年(1951)に定められた法律である。この法律では、水源の涵養、土砂流出および崩壊の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林を保安林とし、その指定と目的に応じて、17種類の保安林が設定されている。保安林指定区域内においては、立木の伐採や土石若しくは樹根の採掘、土地の形質の変更などをする際には、都道府県知事の許可を受けなければならないと定められている。また、伐採した後は、保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件に応じて、植栽をしなければならないことになっている。

史跡指定地は「風致保安林」に指定されている。「風致保安林」とは、名所や旧跡等の趣のある景色が森林によって価値づけられている場合にこれを保存する目的で指定されるものである。



図2.23 計画対象範囲における保安林指定区域

オ 自然公園法(国定公園)：飛騨・木曽川国定公園

自然公園法は「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する」ことを目的(第1条)として定められた法律である。環境大臣が指定する、「国立公園」、「国定公園」および都道府県知事が指定する、「都道府県立自然公園」があり、自然環境の保護と、快適な利用を推進する。国立公園は環境省が管理し、国定公園・都道府県立自然公園は都道府県が管理する。

史跡指定地の一部(城山エリア)は、「飛騨・木曽川国定公園」の「第2種特別地域」に指定されている。「特別地域」は、公園の風致を維持するための地域であり、特に「第2種特別地域」は農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域である。「第2種特別地域」では、当該区域内での工作物の新築・改築、樹木の伐採、鉱物の採取、河川・湖沼の取水・排水、広告の掲示、土地の埋立・開墾、動植物の捕獲・採取、本来の生息地でない動物の放鳥獣、本来の生育地でない植物の植栽、施設の塗装色彩の変更、指定区域内への立入、指定区域内での車の使用などの行為については愛知県知事の許可が必要となっている。

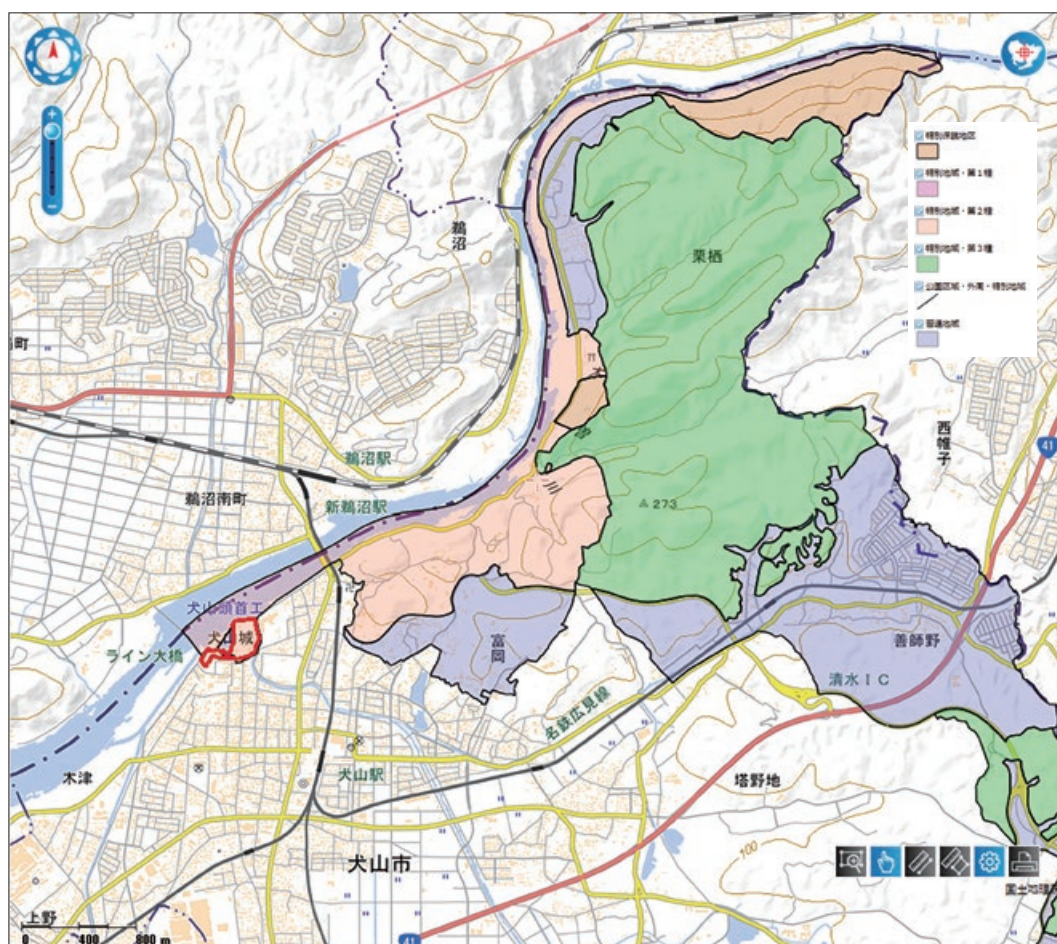


図2.24 飛騨・木曽国定公園の地区区分図(地図内赤枠は史跡指定地)
(マップあいち『愛知県自然公園情報マップ』環境局環境政策部自然環境課
調整・施設・自然公園グループ作成より抜粋、一部加工)

カ 河川法

「河川法」は、「河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的」(第1条)として定められた法律である。

史跡指定地の木曽川沿いは「河川保全区域」に指定されている。「河川保全区域」は「河岸又は河川管理施設を保全するために、河川区域に隣接する一定の区域」のことで、河川管理者が指定する。

キ 土砂災害防止法

「土砂災害防止法」は、「土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的」(第1条)として定められた法律である。

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地の区域を土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)に、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)に指定している。

史跡指定地は、通称「城山」と呼ばれる、木曽川沿いに接する標高約85メートルの独立丘陵に位置しているため、城山の外縁部及び三光寺山の斜面が「土砂災害特別警戒区域」または「土砂災害警戒区域」に指定されている。

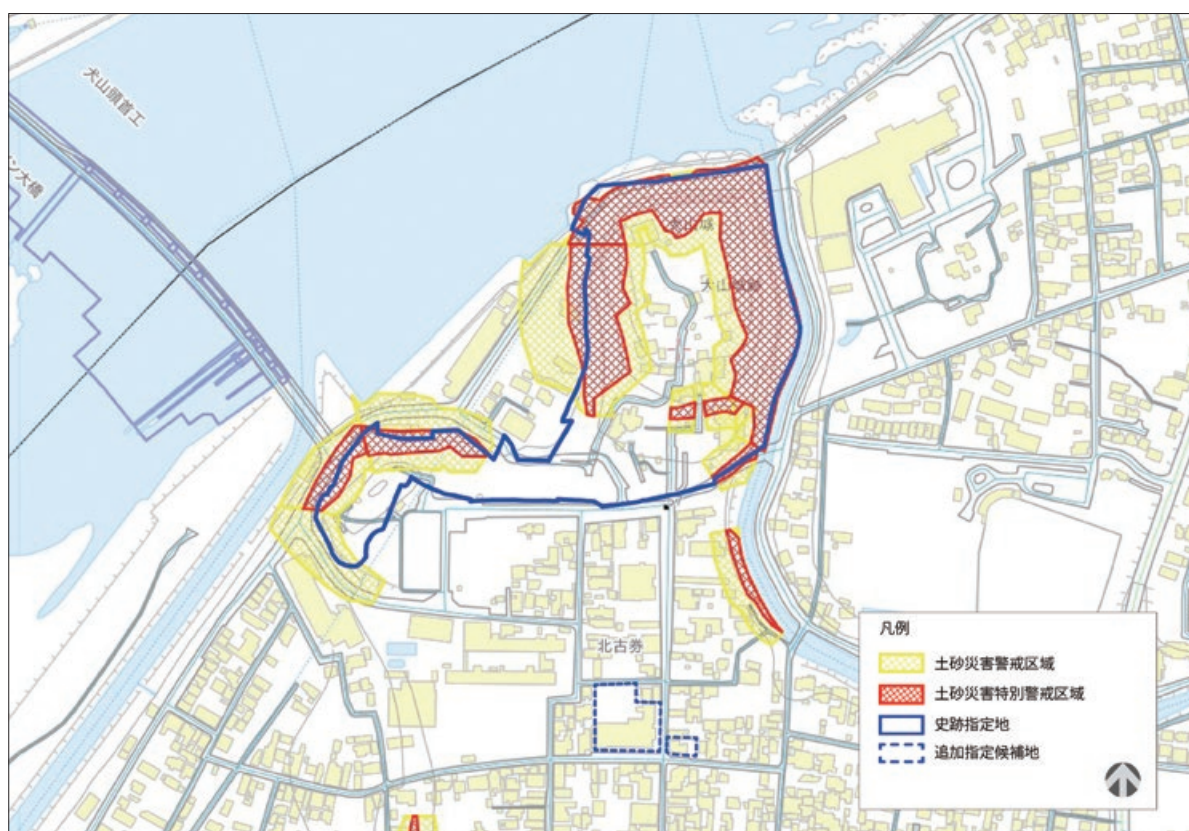


図2.25 計画対象範囲における「土砂災害防止法に基づく指定区域」

(マップあいち『土砂災害情報マップ』愛知県建設局砂防課企画・防災グループ作成より
抜粋、一部加工)

ク 犬山市都市公園条例

犬山市は、都市公園法に基づき、都市計画区域内に設置する公園や公園施設等に対して、配置及び規模の基準、行為の制限・禁止等、その設置及び管理について必要な事項を条例で定めている。

ケ 犬山市景観条例

犬山市は平成5年(1993)に犬山市都市景観条例を定め、まちを誇りと愛着と活力のある美しい快適な都市に育て、これを後世に引き継いでいくことに取り組んできた。平成16年に景観法が制定されて以降、犬山市は、平成17年に愛知県初の景観行政団体(政令市、中核市を除く)に認定され、これまでの城下町中心の景観形成から市全域を対象とした景観形成への見直しを行い、市民と事業者が主役となって、行政と協働しながら、犬山らしい魅力のある景観づくりに取り組むための「羅針盤」とするための「犬山市景観計画」を策定した。

コ 愛知県屋外広告物条例

「愛知県屋外広告物条例」の上位法は「屋外広告物法」で、「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めるこ

とを目的」(第1条)として定められた法律である。都道府県、政令市及び中核市が、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定め、必要な規制を行うことができる。愛知県(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く)は、「愛知県屋外広告物条例」を制定し、犬山市はこの条例の適用対象となっており、許可等の事務については委任を受けて、犬山市が行っている。条例内で、「広告物の表示等を禁止する区域の指定」、「広告物の掲出を禁止する物件の指定」、「広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他の表示・設置方法の指定」、「広告物の許可等の制限を加える区域の指定」等が規制されている。

計画対象範囲は文化財保護法第109条第1項により指定された地域であることから、条例第2章に規定された広告物の表示及び掲出物件の設置禁止地域となっている。

第5節 文化財の価値

1 史跡

史跡犬山城跡の本質的価値について定義し、その価値を構成している諸要素を適切に定義した上でそれらを確実に把握することが極めて重要である。ここでは、史跡犬山城跡に関する諸要素について定義する。

(1) 史跡犬山城跡の本質的価値

「史跡の本質的価値」とは、文化庁発行の『史跡整備のてびき』によると「史跡指定地内の土地に存在する遺跡が、土地と一体となって有するわが国の歴史上又は学術上の価値」である。史跡が有する本質的価値とその構成要素を特定し、それらを適切に保存管理し、次世代へ確実に継承していくことが重要である。

史跡犬山城跡の本質的価値を国の指定説明文に照らしてまとめると以下のとおりとなる。

- ア 階層的な城郭構造を特徴とする織豊系の縄張りを持つ城郭の代表例であり、大手道に複数の外柵形が連続する。断崖等の自然地形や土地の高低差を生かして土塁や切岸等により防御を固めた初期の段階から、石垣や櫓、門などの建造物を整備し、近世城郭として完成するに至る戦国期から近世にかけての城郭の変遷を知る上で重要な城跡である。
- イ 木曾川を背にした標高約85メートルの独立丘陵(通称「城山」)を中心に築かれ、国宝に指定された天守と城郭構造を特徴づける自然地形、縄張り構造が現在も残り、当時の城郭の有様を想起させる。
- ウ 織田信康がかつての居城であった木之下城を移したことに始まるといわれ、尾張と美濃の国境付近、戦時には最前線となり、平時には他地域との物流・交流の接点となった要衝の地に位置する。南の台地上に発展し、総構により囲まれた城下町、三の丸を画する堀の内側に位置し、城郭の一部をなした三光寺山が、城郭の中心である城山と一体となって近世城郭の歴史的景観を構成している。

(2) 史跡犬山城跡に関する諸要素の体系

史跡の保存においては、史跡を構成している諸要素を適切に定義し、それらを確実に把握することが極めて重要である。図2.26に史跡犬山城跡に関する諸要素分類の体系を示す。

「Ⅰ. 史跡犬山城跡を構成する諸要素」は、「A. 本質的価値を構成する諸要素」と「B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」に大別される。

「A. 本質的価値を構成する諸要素」には、先に述べたアからウの本質的価値を構成する、土地と一体となった遺跡を構成する遺構等を含む。

「B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」はさらに「1. 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素」と「2. その他の諸要素」に細分される。「1. 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素」には、廃城から現代にいたるまでの間に付加された史跡と一体をなすものが含まれる。「2. その他の諸要素」は本質的価値を保存・活用するために設けられた諸施設と、史跡の本質的価値と直接関係しない施設や、本質的価値を低下させる恐れがあり、将来的に移転や撤去を検討するものが含まれる。

さらに、「Ⅱ. 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素」として、「犬山城の価値に関連する諸要素」、「史跡犬山城跡の保存・活用のための施設」、「現在の城郭形態が整う以前の遺構」の3つが位置付けられる。

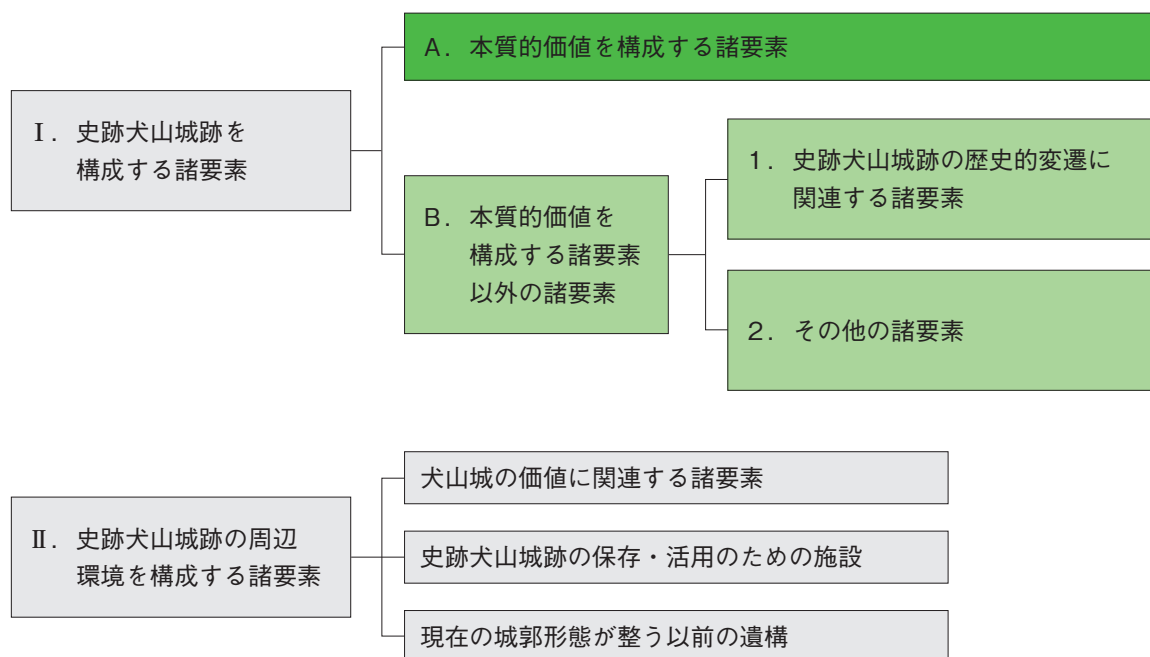


図2.26 史跡犬山城跡に関する諸要素の体系

表2.10 「I. 史跡犬山城跡を構成する諸要素」の分類

A. 本質的価値を構成する諸要素	B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	
	B-1. 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素	B-2. その他の諸要素
・土地と一体になって有する我が国の歴史上又は学術上の価値を構成する建造物・石垣・地形、埋蔵遺構・遺物	・犬山城が現在に至る変遷の中で付加された史跡と一体をなすもの	・Aに分類された諸要素の保存・活用を目的として付加された諸施設 ・史跡の本質的価値と直接関係しない施設や、本質的価値を低下させる恐れがあり将来的に移転や撤去を検討するもの
①歴史的建造物 ・天守、天守台石垣 ②縄張り ・曲輪、大手道、三光寺山 ③歴史的構造物 ・石垣、堀、土塁、切岸、門跡礎石 ④自然地形 ・断崖 ⑤地下に埋蔵されている遺構・遺物 ・櫓跡、門跡、堀跡、土塁跡、その他城郭関連遺構	①(公財)犬山城白帝文庫事務所 ②宗教施設 ・針綱神社 ・三光稻荷神社	①石碑類 ・記念碑、顕彰碑等 ②樹木・樹林 ③維持管理・運営施設等 ・案内施設 ・管理施設 ・休憩施設 ・便益施設 ・活用施設 ・防火・防災施設 ・インフラ施設 ・修景施設 ④道路 ・市道 ⑤広場・公園施設 ⑥近代以降に付加された石垣・擁壁等

次に、図2.26で示した諸要素の体系の概要を示す。

I. 史跡犬山城跡を構成する諸要素

A. 本質的価値を構成する諸要素

史跡の指定理由、指定案件に示された特性や価値を有する要素であり、城郭を構成する歴史的建造物や縄張り、歴史的構造物(切岸、石垣、堀跡及び門跡礎石等)、また犬山城の特徴でもある、自然地形を利用した立地構造、地下に埋蔵されている遺構・遺物等が含まれる。我が国の歴史上又は学術上の価値の高いもので、改変することなく確実に保存すべきものである。

B-1. 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素

犬山城が現在に至る変遷の中で付加された諸要素で、史跡と一体をなすものを含む。ここには、史跡地内に存在する、事務所や神社等が含まれる。また、将来的に建造物の復元や遺構整備がおこなわれた際、それらは「I-A」に分類された諸要素の保護に好影響を及ぼすものとして、この項目に位置付ける。

B-2. その他の諸要素

文化財の保存・活用を目的として配置された施設等で、遺構や歴史的建造物等の調査や整備に応じて更新を図る必要があるもの、あるいは時間経過の中で自然的・人為的に付加されたものが含まれる。史跡指定地内に存在する樹木・樹林等は記念植樹されたものや修景目的で植樹されたものも含め、「樹木・樹林」として位置付ける。さらに史跡の本質的価値と直接関係しない施設や価値を低下させる恐れがあり、将来的に移転や撤去を検討する必要があるものについてもこの分類に位置付ける。

II. 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素

史跡指定地外にあって、犬山城の価値に関連する諸要素で、絵図や古記録等に残り、地下に埋蔵されている可能性のある遺構・遺物を位置付ける。また城下町の町割りおよび景観として史跡指定地と連続し、一体となっている地域環境やこれを構成するもの、廃城に伴い移築され、現存する建造物も含める。

表2.11 「II. 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素」の分類

諸要素区分		諸要素
犬山城の価値に関連する諸要素	追加指定の可能性があるもの* *この要素については、将来的に追加指定になった場合に「I-A-②：縄張り」あるいは「I-A-③：歴史的構造物」に組み込まれる。	・大手門枳形跡、堀跡、土塁跡(犬山市福祉会館跡地及び大手門まちづくり拠点施設敷地内)
	縄張りや城郭を構成する要素(地下に埋蔵されている遺構・遺物を含む)	・馬出しの遺構、堀跡(旧名鉄犬山ホテル内) ・内田門跡、清水門跡、埋門跡(西側及び北側)、西谷門跡、丑寅櫓跡 ・城下の大手道(本町通り) ・総構を特定する石垣、堀跡 ・三光寺遺跡
	宗教施設	・犬山神社
	犬山城と一体的に保存・活用を図るべき諸要素	・城下町の町割り ・木曾川
	犬山城から移築された櫓・門等	・個人宅土蔵(伝宗門櫓)、瑞泉寺山門(伝内田門)、浄蓮寺山門(伝松之丸表門)、常満寺山門(伝松之丸裏門)、専修院山門(伝矢来門)、徳林寺山門(伝黒門)、運善寺山門(不明)
史跡犬山城跡の保存・活用のための施設		・キャスルパーキング
現在の城郭形態が整う以前の遺構		・丸ノ内遺跡・丸ノ内鍛冶遺跡(現犬山市文化史料館)の鎌倉時代以前の遺構

・犬山城の価値に関連する諸要素

史跡周辺(史跡指定地外)にあり、かつての犬山城内に所在する縄張りや城郭を構成する要素で、地下に埋蔵されている遺構・遺物、明治期の廃城の際に犬山城から周辺の寺院等に移築さ

れた櫓・門等、犬山城と一体的な保存・活用を図るべき諸要素で、本質的価値を構成する諸要素と同等の保存を検討すべきものが含まれる。追加指定候補地で確認された遺構については、追加指定後、「I-A-②：縄張り」あるいは「I-A-③：歴史的構造物」に位置付ける。さらに、歴代の犬山城主を祀る犬山神社も、歴史上犬山城と関連があるものとして捉える。

・史跡犬山城跡の保存・活用のための施設

史跡周辺(史跡指定地外)に所在する、史跡犬山城跡の保存・活用のための施設。キャスルパークキングが該当する。

・現在の城郭形態が整う以前の遺構

現在の城郭形態が整う以前の遺構。特に、丸ノ内遺跡・丸ノ内鍛冶遺跡など、鎌倉時代以前の遺構が該当する。

表2.12 史跡犬山城跡の構成要素分類一覧

諸要素区分		諸要素
A. 本質的価値を構成する諸要素	①歴史的建造物	本丸：天守、天守台石垣
	②縄張り	曲輪(本丸、杉の丸、桐の丸、樅の丸、松の丸)、三光寺山、大手道
	③歴史的構造物 ※目視できる遺構	本丸：櫓台石垣(千貫櫓、弓矢櫓、鉄砲櫓、大砲櫓、多聞櫓)、七曲門跡礎石、曲輪石垣 杉の丸：櫓台石垣(器械櫓、御成櫓)、曲輪石垣 樅の丸：櫓台石垣(屏風櫓)、曲輪石垣 桐の丸：櫓台石垣(道具櫓)、曲輪石垣 松の丸：曲輪石垣、松の丸表門跡礎石 大手道：石垣、黒門跡礎石 城山外縁： 北麓：櫓台石垣(水之手櫓) 東麓：切岸 西麓：石垣、堀、土塁、切岸 道路：内堀跡(道路)
	④自然地形	城山外縁：断崖
	⑤地下に埋蔵されている遺構・遺物 ※絵図に描かれているもの ※櫓跡等の建物跡は地下遺構として捉える ※門や櫓、石垣の推定地	本丸：千貫櫓跡、弓矢櫓跡、鉄砲櫓跡、大砲櫓跡、多聞櫓跡、鉄門跡、番所跡、下番所跡、石垣跡 杉の丸：器械櫓跡、御成櫓跡、多聞櫓跡、門跡、石垣跡 樅の丸：屏風櫓跡、門跡、石垣跡 桐の丸：宗門櫓跡、道具櫓跡、門跡、石垣跡 松の丸：坤櫓跡、巽櫓跡、松の丸裏門跡、内堀跡(埋立)、松の丸御殿跡、石垣跡 西御殿跡：西御殿跡、門跡 大手道：岩坂門跡、矢来門跡、中門跡、風呂屋跡、石垣跡 城山外縁： 北麓：水之手門跡、東谷門跡、水之手櫓跡、七曲道跡、瓦溜り 東麓：櫓門跡、道跡(松の丸裏門から北方向に延びる道) 西麓：瓦溜り

諸要素区分		諸 要 素	
B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	B-1. 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素	①(公財)犬山城白帝文庫事務所	事務所、収蔵庫、管理用門
		②宗教施設	針綱神社関連建築物等 拝殿、本殿、参集殿、控殿、鳥居、狛犬、社務所、絵馬掛け、蟬燭立て、御神砂、御神馬舎、灯籠、石段、提灯掛け、石柵、御神馬記念像、石碑、玉垣、国旗掲揚ポール、井戸、手水舎、太鼓橋、社号柱、由緒書、初老記念石碑、参道、石碑、末社(市神社、多賀神社、金毘羅社、秋葉社、太宰府天満宮分霊社、愛宕社) 三光稲荷神社関連建築物等 拝殿、本殿(三光稲荷神社)、社殿(猿田彦神社)、鳥居、鳥居群、社務所、参道、社号柱、由緒書、玉垣、灯籠、石碑、猿田彦神社、山之神、虫鹿子守神、姫亀神社、銭洗稲荷神社、三狐地稲荷社、揭示板 その他施設 ベンチ、駐車場、照明灯、ポンプ、倉庫、藤棚、電子看板等
	B-2. その他の諸要素	①石碑類	本 丸：成瀬正肥顕彰碑、植樹記念碑、 杉 の 丸：八木彫顕彰碑 松 の 丸：加藤兼行顕彰碑、高田快晴顕彰碑、斎藤富三郎歌碑、明治百年記念碑等、鈴木文拙顕彰碑、大正天皇即位記念碑、柴山伴男顕彰碑等 西御殿跡：中川清蔵主記念碑、宝暦治水薩摩義士之碑、下山順一郎胸像、中部読売新聞社選定 東海の観光と史跡認定地碑、国宝犬山城記念碑等 三光寺山：犬山城歌碑 大 手 道：内藤丈草句碑、鈴木玄道顕彰碑、小沢蘆庵歌碑
		②樹林・樹木	修景樹木、記念植樹、樹林等 本 丸：大杉様 松 の 丸：夫婦樟
		③維持管理・運営施設等	案内施設：説明板(大・小)、案内板、注意板、史跡標柱、火気厳禁の表示看板等、方位表示、公園銘板 管理施設：木柵、柵(有刺鉄線)、柵(石柱・チェーン)、犬山城管理事務所、券売所、管理用門、倉庫、拡声器、詰所等、落石防護ネット、管理用柵、擬木柵 休憩施設：四阿、ベンチ、椅子

諸要素区分		諸 要 素	
			便 益 施 設：天守前雨除けテント、自動販売機置場、公衆トイレ、売店、階段、電話ボックス、園路 活 用 施 設：犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)、投光器 防火・防災施設：ホース格納庫、防犯装置、消火栓、放水銃、消火ポンプ室、貯水槽、送水管 インフラ施設：雨水排水溝、分電盤、送水管、電柱、拡声器、側溝、上下水道、電灯、排水設備、照明灯、給水ポンプ 修 景 施 設：整備路、植栽柵、木製プランター、石畳、土塀、オブジェ
	④道路	市道	
	⑤広場・公園施設	西御殿跡：犬山城前広場 三光寺山：犬山丸の内緑地	
	⑥近代以降に付加された石垣・擁壁等	本 丸：練石積、コンクリート擁壁 杉 の 丸：玉石練積、コンクリート擁壁 桐 の 丸：玉石練積、練石積 松 の 丸：玉石練積、練石積、擁壁 西御殿跡：玉石練積 城山外縁：玉石練積、練石積、コンクリート擁壁 三光寺山：コンクリート擁壁 大 手 道：石垣、玉石練積	

2 天守

国宝犬山城天守の文化財的価値には主に天守の歴史要素と建築要素が挙げられる。

(1) 歴史要素の価値

建 立 時 期：現存天守の建立年代については断定できる史料がなく、諸説が唱えられてきた。石川備前守光吉が慶長4年(1599)に取り壊された美濃金山城の材料を、木曾川を下して犬山城の現在地に運び、現存天守を築いたというのが昭和期の解体修理までの通説であった。ところが昭和期の解体修理で、移築の痕跡がないことが判明し、形式と手法から見て天守は室町末期の建立であると推定された。犬山城天守はこのように調査研究が活発に行われてきた歴史的価値の高い建造物である。

戦 国 合 戦 の 舞 台：小牧・長久手の戦いをはじめ、犬山は戦国合戦の拠点であったことが史料より明らかである。織田・豊臣・徳川等日本史に重要な人物も登場し、犬山が戦略上重要な位置であったことを示している。

近 世 の 改 変：現在の天守は石川氏と成瀬氏によって改変されたといわれる。天守の痕跡調査等によりその変遷も明らかになってきた。

明治時代の保存経緯：廃藩置県で犬山城が愛知県の所有となり、ほとんどの建物が解体または移築され、天守のみが残された。また、濃尾地震の被害を受けながらも、

地元の努力で修理された。天守の保存経緯、そして旧城主成瀬家への無償譲渡を経て現在日本全国唯一の民間所有の現存天守となった経緯も歴史的価値の一部である。

(2) 建築要素の価値

天守の歴史的価値：日本に現存する城郭天守12棟のうちの一つであり、その中でも歴史が古く、前期望楼型の典型である。また、軸部の柱等、近世以前の部材がよく残っている。

天守の構築変遷：天守が現在の姿になるまでの変遷が明らかにされており、その根拠も良く残っている。昭和期の解体修理によって、はじめ二層の櫓ができ、その上に望楼がのり、さらに望楼の基部に唐破風を加える等の大きな改造を経て、現在のような姿になったことが明らかにされている。

天守の架構技術：一・二階部分と三・四階部分が、それぞれ二階ずつの構造単位を二段重ねた「井楼式通柱構法」である。

天守の木材加工法：一・二階部分の柱に蛤刃の斬痕・槍鉋痕・大鋸挽痕等様々な加工痕が確認できるのに対して、三・四階部分は台鉋痕が主であり、日本の木材加工法の発展段階をあらわす貴重な建造物である。

後期の装飾要素：近世になってから追加された廻縁、唐破風、花燈窓、上段の間の床・違棚・帳台構は城主の権威を誇示するものであり、その頃の天守の象徴性を示している。

第6節 文化財の現状・課題

ここでは、史跡犬山城跡及び国宝犬山城天守の現状と課題について概観する。各分野の現状と課題の詳細については、第4章から第8章までの各章において整理することとする。

1 保存管理の現状・課題

(1) 史跡

犬山城が位置する城山は、史跡指定以前から「名勝木曾川(昭和6年(1931)名勝指定)」の保護強化区域(B地域)として、犬山城の歴史的、文化財的価値を損なわず、景観の保護を最重要視するよう管理がなされてきた。そうした経緯もあって、史跡指定地内では城山外縁部及び旧犬山市体育館跡地を除いて発掘調査等がほとんど行われておらず、遺構の残存状況が把握されていない。史跡指定地内における建築物の改築等に伴う工事立会が行われているが、本発掘調査に至った事例はない。

城山に現存する地上遺構としての石垣については、天守の昭和の大修理に伴う天守台の調査成果が知られている。堀や土塁などの遺構についてはわずかに試掘調査が行われた程度で、現状の全体的把握には至っておらず、遺構の修理や文化財としての整備も実施されていない。なお、石垣の分布状況、残存状況等については、犬山城総合調査の中で目視による調査が行われ、今後の保存や管理に向けた基礎資料となっている。このように史跡犬山城跡は、発掘調査が実施された箇所が一部に限られているため、遺構等の残存状況が把握されていない。適切な保存管理を進めるためには、調査研究機関等との連携を図り、本質的価値を明確化し、深化させるた

めの調査研究に取り組む必要がある。

犬山城の城郭構成は、天守がそびえる山頂の本丸から鍵折れに折れ曲がりながら南に向かって延びている大手道を中心として、階段状に配置された曲輪が現存する。かつては大手道上や各曲輪に門や櫓が設けられ、それらと石垣等によって大手道上に4箇所の枡形が構成されていたが、廃城後、神社の遷座に伴い曲輪の一部が大きく改変された。堀の一部は埋められ、櫓や門は消失あるいは他所へ移築されたが、全体的な縄張り構造はよく遺存している。

これらの遺構等を確実に保存し、よりよい状態で後世に引き継ぐため、個別の諸要素の具体的な保存方法及び各地区における保存管理方針を定める必要がある。

史跡指定地内は、特に斜面地において樹木が過密となっており、倒木や樹根等が石垣等の保存に影響を与える可能性がある。また、樹木が櫓跡等の建物跡に生育することでその樹根が地下遺構に影響を及ぼす可能性もある。令和2年度(2020)に行われた樹木調査では、遺構を直接的・間接的に損傷する恐れのある樹木、眺望景観に影響を及ぼす樹木、来訪者の安全に影響を及ぼす恐れのある樹木等を確認している。今後、これらの樹木(群)に対して、遺構の保全、眺望確保、来訪者の安全管理と、城山に成立する自然性の高い植生の健全な育成を目的とした計画的な樹木管理を進めていく必要がある。

また、史跡指定地内には民有地が所在している。将来的に施設の改修、改築、増築、新築等や記念植樹等の可能性が考えられるため、遺構の保存に影響を及ぼさないよう、地区の特性に応じた現状変更の取扱基準を定める必要がある。

(2) 天守

天守の下部は創建当時のものであり、安土桃山から江戸初期にかけての増改築の変遷も明らかにされている。また、濃尾地震で大破し、修理に際して附櫓の撤去等の変更があったが、当初の木部が多分に残っている。さらに昭和期の解体修理によって旧状に復され、全体的に文化財的価値が良く保たれている。

昭和期の解体修理から約50年を経て、天守の各所に経年劣化が進んできたため、平成21年(2009)より天守の劣化状況調査と耐震診断を実施した。それと同時に、犬山城修理委員会を設立し、天守の修理と補強方法を検討した。調査の結果、大規模な根本修理は不要であり、外壁の亀裂、漆喰塗の剥落や汚損等小修理や部分修理で対応可能であること、天守は一部構造的に弱い部分があるが、大地震時にも倒壊しない耐震性を有するため、比較的軽微な補強で済むことがわかった。検討結果に基づき、平成30年から令和元年にかけて、「国宝犬山城天守建造物保存修理事業」を実施した。

天守の管理団体は犬山市であり、日常の管理業務は犬山城管理事務所が実施している。保存管理上協議や指導が必要な場合は、所有者と情報を共有しながら愛知県を通じて文化庁へ連絡を取り、必要に応じて犬山城修理委員会から意見を聴取する。

このように、天守は良好な状態に保たれており、当面必要とする大規模な根本修理はない。ただし、天守の構造上、立地上生じる雨漏りや、来訪者の増加に伴う階段のすり減り等の課題には常に対応が必要であるため、今後は管理体制を整え、天守とその周囲環境の維持管理に努める必要がある。

2 防災の現状・課題

(1) 史跡

史跡指定地内には、一部を除き夜間も一般開放されている箇所があるため、現在の警備体制を見直し、防災・防犯対策を強化する必要がある。

大手道は城前広場から天守に至る主要な観覧動線であるが、急勾配であり、舗装の老朽化等が顕著であるため、避難経路としての安全性が懸念される。舗装の改修に加え、災害による石垣の崩落や倒木等により大手道が遮断された場合の避難経路の確保が必要である。

城山は禁煙となっており、原則として火気の使用を禁止している。今後も日常の維持管理等により火気・可燃物の管理を徹底し、来訪者等へのさらなる周知・啓発を図る必要がある。

また、史跡の一部は、土砂災害警戒区域に指定されており、地震や風水害等を含む自然災害に対する予防対策や緊急対応等の体制を整える必要がある。

現在、史跡全体としての災害時における緊急連絡体制が構築されていない。史跡指定地の各所有者との連携を強化し、災害時の迅速な連絡体制を構築する必要がある。

(2) 天守

天守は木造建築であり、建物自体の燃焼性は高い。天守外部においては、木部の露出部分に対して、落雷等による火災及び周辺樹木からの飛び火に警戒する必要がある。天守内部においては、可燃部材の露出が多く、階段室等が区画されていないため、燃焼性が高い上に火が回りやすい状態である。火災の発生を未然に防ぐための予防措置や、電気設備の更新、避難活動等を含めた防火管理計画を定める必要がある。

天守は、耐震診断の結果を踏まえ、平成30年(2018)から令和元年(2019)にかけて、耐震補強工事を実施した。必要耐震性能の目標は大地震動時に倒壊せず、生命に重大な危害を及ぼさないこととして安全確保水準に設定しているが、日常の地震対策、地震時の安全措置と地震発生後の対処に関する方針等を定める必要がある。

3 活用の現状・課題

(1) 史跡

史跡指定地は、本丸を有料で公開し、来訪者が国宝天守を有する城としての文化財的価値と品格を身近に享受できるように活用している。

しかし、曲輪の一部が公開されていないため、大手道を介して各曲輪へ連絡する犬山城の特徴的な縄張り構造が来訪者に伝わりにくくなっている。石垣、堀、土塁、切岸等の遺構については、一般公開範囲から視認し難い箇所があり、遺構の全貌を把握できない。

犬山城では、市民の理解を高めるため、発掘調査説明会やシンポジウム等を開催している。また、市民や次世代を担う子どもたちが地域の歴史を知るための学習の場としての役割を有し、「校外授業」の受入をしている。これらの取り組みは犬山城を知る上で貴重な機会であるため、教育機関等との連携強化を図り、さらなる学習機能を充実させるための企画・催事等の検討を行う必要がある。

その他、公開活用の一環として、国内外の来訪者に向けて、多言語によるパンフレットの配布、インターネットを活用した情報発信、ガイドボランティアによる観光ガイド等を行っているが、天守に関する情報が充実しているのに対して、史跡の遺構等についての情報が少ない。史跡犬

山城跡の価値や見どころを伝えるための情報発信内容及び方法について検討する必要がある。

史跡へのアクセス環境については、自動車に対しては比較的整っているが、最寄り駅からの徒歩やバス、自転車等に関しては、利便性が悪く、アクセス環境が整っているとは言い難い。回遊性を高め、周辺地域が一体となったアクセス環境の向上を図る必要がある。

(2) 天守

天守は明治9年(1876)から正式に一般公開が始まり、市の歴史文化を代表する文化財としての価値を損なわない方策による公開が行われている。また、天守のランドマーク性を高め、来訪者の見学経験を充実させるために、夜間のライトアップやイベントの開催等、さまざまな活用の工夫がされてきた。

天守内部の見学は、提供された袋に靴を入れ、持ち込む形になっている。また、券売所付近にはコインロッカーが設置されているが、十分な数を確保できていない状況である。急勾配の階段の昇降等、観覧時の安全性が懸念される他、手荷物が天守を傷つけてしまう恐れがあるため、天守への入城管理の方法について、見直しを行う必要がある。

天守内には展示物及び説明板等が設置されているが、構成に一貫性を欠き、来訪者に天守の文化財的価値が効果的に伝わる状況とはいえない。部材の保存に影響を与えないよう配慮したうえで、展示内容の更新を図る必要がある。

(3) アンケート調査等により抽出した活用の課題

平成27年に実施した「犬山城下町アンケート調査業務」の成果と犬山市観光統計データより本計画に関連する要点を抽出した。

来訪者の利用状況について、近年、犬山城の年間来訪者数は右肩上がりの傾向を示し、平成26年度(2014)に50万人を超えた。来訪者の内、3割が宿泊しており、2回以上犬山城を訪れた人の割合は3割強を占めている。

来訪者による評価と要望では、来訪者全体の満足度は高く(9割以上が満足)、「国宝という文化財としての価値」、「天守からの木曾川の眺望」と「木曾川沿いにそびえる犬山城の景色」が犬山城の魅力として評価が高い。来訪者の要望としては、「観光の目玉となるイベントや祭りを増やす」、「城郭の堀を復元する」、「櫓や門を移築・復元する」、「犬山城や城下町の歴史を学べる場を充実する」、「城下町に土産物店や飲食店をもっと多く誘致する」が多い。

以上から、犬山城の活用について下記のことがうかがえる。

- ・天守の国宝としての価値と犬山城の景色が来訪者に高く評価されているため、今後も犬山城の価値と景観を維持、向上し、より効果的に来訪者に伝えることが重要である。
- ・堀の復元が求められていることから、来訪者は城郭全体にも興味を持っていることが読み取れる。城郭の調査と共に公開のための整備を図り、安全性と快適性を確保しながら来訪者に見せることも不可欠である。
- ・来訪者が増えているうえに宿泊者やリピーターも多いため、観光メニューの充実が求められる。犬山城の文化財的価値の保存を図りながら、リピーター対応の強化に力を注ぐ必要がある。

4 整備の現状・課題

(1) 史跡

史跡指定地内では、天守を除き遺構の保存や修復等を目的とした保存のための整備はほとんど実施されていない。また、発掘調査が実施された箇所も一部に限られているため、遺構等の残存状況が把握できていない状況である。したがって、保存のための整備を進めるにあたっては、発掘調査や史料調査等を実施した上で現況把握を行い、適切な修復整備等を実施する必要がある。

植生の整備については、これまで名勝としての景観保全と来訪者等への安全対策として枯損木処理を目的とした剪定、伐採等が行われているが、石垣等の遺構の倒壊、緩み、孕み等の要因となる支障木への対応はごく一部に留まっている。樹木調査の結果に基づき、適切な植生管理に努める必要がある。

活用のための整備については、これまで案内板や説明板の更新、石畳や土塀の整備や、修景施設の整備を行ってきたが、遺構の公開や復元等を目的とした整備は行われていない。

石垣、堀、土塁、切岸等の遺構については、一般公開範囲からの視認性が悪く、全貌が把握できない箇所があるため、遺構の顕在化を図り、視認性を確保するための整備を行う必要がある。

遺構の復元整備については、発掘調査及び史料調査を実施し、遺構の残存状況を明らかにした上で、検討を行う必要がある。

史跡指定地には、遺構の顕在化を阻害する犬山城隅櫓兼茶室や売店のほか、犬山城管理事務所や券売所等の史実に基づかない建物が点在している。史跡全体としての歴史的景観の維持・保全を図るため、将来的な取扱いについて検討する必要がある。

犬山城前広場となっている西御殿跡のように廃城前と形状が異なり、かつての状況が伝わりにくい箇所等について、適切な案内施設の設置及び遺構表示等の方法について検討する必要がある。

また、来訪者の利便性向上の目的で設置された施設、設備について、城前階段に手すりが設置されていない点や設備の老朽化が来訪者の安全確保に支障をきたす可能性がある。劣化状況等に応じた計画的な修繕・更新を実施し、安全性・利便性の向上を図る必要がある。

(2) 天守

保存のための整備では、これまでの調査に基づく保存修理事業等により、現在良好な状態に保たれており、当面は大規模な根本修理の必要はないものとしている。

活用のための整備では、一般公開の開始から現在に至るまで来訪者がより安全かつ快適に見学できるように、天守内への照明の取り付け、防災設備の装備、出入口前のテントの設置等の整備が行われてきた。また、犬山城の文化財的価値をより来訪者に伝わりやすくするために、天守内部に展示物と説明板が設置されている。

天守正面のテント屋根は来訪者の便益性確保の観点から設置されたが、天守の正面外観を損ねている。また、テント屋根と庇に接するところに落ち葉が溜まりやすく、保存の観点からも好ましくないため、入城管理施設の整備検討を行う必要がある。

電気設備の中には昭和の解体修理時に設置したものもあり、安全性の面から更新の必要がある。更新時には、展示物等や天守外部の効果的なライトアップ方法も併せて検討する必要がある。

5 運営・体制の現状・課題

史跡及び天守は、犬山市が管理団体に指定され、保存のために必要な管理等を行っている。活用事業の運営は、犬山城管理事務所(犬山市教育委員会歴史まちづくり課)が公益財団法人犬山城白帝文庫の協力を得ながら、観光課、一般社団法人犬山市観光協会と連携して行っている。調査・研究については、公益財団法人犬山城白帝文庫等の協力を得て、専門委員会の指導の下、文化庁及び愛知県と協議しながら進めている。

今後、犬山城の保存・活用・整備を着実に実施していくためには、各所有者、官公庁内の関係部局等との連携を強化し、事業の進捗状況について検証する体制を整える必要がある。また、さらなる史実の解明を図るためには、調査研究体制の強化が必要である。

参考文献

- 『国宝犬山城天守修理工事報告書』成瀬正勝 国宝犬山城天守修理委員会 1965年
- 『犬山市史 資料編2 自然』犬山市 1982年
- 『犬山市史 通史編下 近代・現代』犬山市 1995年
- 『犬山市史 年表』犬山 1998年
- 『犬山城白帝文庫研究紀要 第5号』犬山城白帝文庫 2011年
- 『愛知県史研究 第20号』愛知県 2016年
- 『犬山城総合調査報告書』犬山市教育委員会 2017年
- 『図説犬山城 改訂版』犬山城白帝文庫 2018年
- 『愛知県史 通史編4 近世Ⅰ』愛知県 2019年
- 『愛知県史 通史編5 近世Ⅱ』愛知県 2019年

第3章 大綱・基本方針

1 大綱

犬山城が犬山市のシンボルとして、また、城下町のまちづくりの核として、これからも悠久の時を刻むための保存活用の大綱を次のとおり定める。

- ・国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡をより良い状態で後世に確実に引き継ぐ。
- ・往時の姿を明らかにするための調査研究を進め、犬山城が持つ文化財的価値や本質的価値の向上を図る。
- ・調査研究の成果に基づき、天守や城郭が刻んできた歴史に思いを馳せ、その魅力や価値を身近に感じることができるよう整備を進める。
- ・犬山城の歴史や学術上の価値を市民、国内外の来訪者及び次世代を担う子どもたちにわかりやすく伝え、犬山城に対する誇りと愛着を高める。

2 基本方針

大綱の実現のため、保存管理、防災、活用、整備、運営・体制について、以下のとおり基本方針を定める。

(1) 保存管理

国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の文化財的価値及び本質的価値を確実に後世に継承し、周辺環境を含めた歴史的景観を保全するため、天守及び遺構等の厳密な保存管理を行う。

(2) 防災

想定される災害に備えた防災・防犯の管理方法及び管理体制を構築して、天守及び史跡を保護するとともに、来訪者等の安全性の向上を図る。

(3) 活用

情報発信及び企画催事等の充実により、犬山城への理解を深めるとともに、周辺施設と連携しながら、さらなる魅力の向上を図る。

(4) 整備

天守及び史跡を守り、後世に確実に継承する「保存のための整備」及び歴史を分かりやすく伝え、犬山城ならではの魅力の向上を図る「活用のための整備」を計画的に進める。

(5) 運営・体制

犬山城の保存、活用及び整備を着実に推進するため、多様な主体との連携を強化した運営体制の構築及び必要な財源の確保を図る。

